

産業建設常任委員会記録

令和2年9月3日

【開催日】 令和2年9月3日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時38分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田松夫
-----	------

【執行部出席者】

水道事業管理者	今本史郎	水道局副局長兼 総務課長	原田健治
水道局次長兼業 務課長	伊藤清貴	水道局施設維持 課長	伊東修一
水道局工事管理 課長	江本浩章	水道局浄水課長	西山洋治
水道局総務課課 長補佐	中村浩士	水道局業務課主 幹	岡秀昭
水道局業務課課 長補佐	羽根敏昭	水道局総務課財 政係長	渡邊亮治
副市長	古川博三	経済部長	河口修司
公営競技事務所 長	桶谷一博	公営競技事務所 副所長	安重賢治
公営競技事務所 主任主事	長村知明	公営競技事務所 主任主事	村上良平

経済部次長兼農 林水産課長	川 崎 信 宏	商工労働課長	村 田 浩
商工労働課主査 兼商工係長	宮 本 渉	商工労働課企業 立地推進室主任	水 野 雅 弘
農林水産課農林 係長	平 健太郎	農林水産課主任 主事	稲 葉 徹
建設部長	森 弘 健 二	建設部次長兼下 水道課長	井 上 岳 宏
都市計画課長	高 橋 雅 彦	都市計画課課長 補佐	大 和 毅 司
都市計画課都市 整備係長	藤 本 英 樹	都市計画課管理 緑地係長	森 山 まゆみ
下水道課主幹	藤 岡 富士雄	下水道課課長補 佐	西 崎 大

【事務局出席者】

局 次 長	石 田 隆	書 記	光 永 直 樹
-------	-------	-----	---------

【審査事項】

- 1 議案第86号 令和元年度山陽小野田市水道事業決算認定について(水道)
- 2 議案第87号 令和元年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について
(水道)
- 3 議案第92号 山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定について (水道)
- 4 議案第95号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制
定について (水道)
- 5 議案第96号 山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について (水道)
- 6 議案第97号 令和元年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について (水道)
- 7 議案第98号 令和元年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰

余金の処分について（水道）

- 8 議案第94号 山陽小野田市本社機能移転促進条例の制定について（商工）
- 9 議案第83号 令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について（農林）
- 10 議案第84号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について（公営）
- 11 議案第79号 令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について（都市）
- 12 議案第88号 令和元年度山陽小野田市下水道事業決算認定について（下水）

午前9時 開会

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。本日の審査内容はお手元にありますように12議案について審査をまいります。最初に審査番号1番、議案第86号令和元年度山陽小野田市水道事業決算認定について説明を求めます。

今本水道事業管理者 議案第86号令和元年度山陽小野田市水道事業決算について御説明させていただきます。お配りしました資料1/6決算の概要水道事業を御覧ください。まず1業務量(4)有収水量についてですが、令和元年度は730万2,265立方メートルとなり、前年度を12万3,000立方メートル余り下回ることとなりました。これは年間有収水量としては合併以後最低の水量となっております。次に、2収益的収支を御覧ください。収益的収入は、14億2,496万9,780円となり、給水収益が減少したことにより前年度から約2,775万円の減収となっております。収益的支出につきましては、12億5,291万6,654円となっております。支出につきましても前年度の大量除却に伴う資産減耗費が減少したことから、前年度と比べ1億2,741万円余りの減少となっております。その結果、当年度純利益として1億7,

205万3,126円が生じました。さらに、その他未処分利益剰余金変動額として、1億5,088万839円が計上されていますが、これは会計処理上の数字にすぎません。新規でキャッシュは発生しておりませんので、御注意いただきたいと思います。以上により、当年度未処分利益剰余金は3億2,293万3,965円となります。利益処分については、別途議案で御審議いただきます。次に3資本的収支を御覧ください。下段の資本的支出につきましては、前年度の繰越事業も含め7億7,130万3,418円を計上しております。建設改良費として浄水場や管路整備に4億1,264万円余りの投資を行い、これに企業債償還金を合わせた支出総額となっております。これに対する財源、資本的収入は1億9,800万9,490円となっております。内訳としましては、企業債の新規借入1億5,680万円に加え、工事負担金、県交付金等となっております。これら資本的収入及び支出において、差引5億7,329万3,928円の不足が生じましたが、資料中ほどの補填額内訳にありますとおり、当年度損益勘定留保資金等のほか積立金を1億5,088万839円取り崩して補填しております。以上が令和元年度決算の概要です。詳細につきましては、副局長の原田から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

原田水道局副局長 おはようございます。それでは令和元年度決算の詳細について御説明させていただきます。御説明は決算書に沿って行います。決算書16ページを御覧ください。(1)業務量ですが、令和元年度は給水人口は61,633人で前年度に比較して774人減少し、給水戸数は28,800戸で19戸増となっております。(2)は有収水量及び料金収入の口径別内訳及び前年度比較です。有収水量は口径20ミリなど一部の需要は増加しましたが、使用者の約9割を占める口径13ミリでは、水量が前年度比98.2%、およそ8万4,000立方メートルの減量となったことが大きく影響しております。表の一番下の合計欄のとおり、全体では730万2,265立方メートルとなり、前年度を12万立方メートル余り下回ることになりました。先ほどの管理者からの

説明にもありましたが、有収水量としては過去最低を記録しております。続けて収益的収入及び支出について御説明いたします。右側のページ、17ページを御覧ください。（3）事業収入に関する事項の表でございますが、収益的収入における水道料金は有収水量の減量を受け、合計①のとおり、13億207万1,835円となり、対前年度増減の欄を見ますと実に1,575万円余りの減収となりました。収入合計は14億2,496万9,780円となり、対前年度増減では、およそ2,775万円減少しております。また営業外収益では非現金収入である長期前受金戻入が対前年度増減で、1,559万円余り減少しております。1ページおめくりいただいて、決算書18、19ページの（4）事業費に関する事項の表を御覧ください。19ページ合計①欄の最下段にありますとおり、支出総額は12億5,291万6,654円となっており、対前年度増減では1億2,741万円余りの減少となっております。これは営業費用の欄の一番下、資産減耗費を見ていただきますとお分かりいただけます。昨年度は送水管を中心とした大量除却を行ったことにより、資産減耗費が大幅に増加しましたが、今年度においては、そのような事例がありませんでしたので、その結果1億2,881万円余り減少となったことが大きく影響しております。また、表の上に戻りまして動力費は、合計①欄を御覧いただきますと、5,181万2,320円となりカビ臭の発生期間が前年度に比べ短期間であったため、ポンプの稼働を抑えたことで対前年度増減では522万円余り減少となりました。薬品費については、カビ臭の濃度が高かったことにより、粉末活性炭の使用が増えたことで130万円余り増加となっております。次いで表の中ほどにあります修繕費ですが、合計①欄を御覧いただきますと、8,679万9,925円となり、対前年度増減では1,123万円ほど減少していますが、これは高天原浄水場の転落防止柵等の設置工事費等の減少によるものです。次に、委託料は簡易水道を上水道に統合するため、厚生労働省への届出に必要な資料の作成業務及び各浄水場における汚泥処理運搬における処理量の増加等により、前年度から881万円増加しております。また、受託工事費は、下水道工事に伴う給水管移設工事の

増加により、昨年度に比較し増額しております。減価償却費は先ほど申し上げました資産減耗費の減少及び前年度増加した建設改良費により増加しております。次に営業外費用の欄でございますが、支払利息は長期借入の企業債利息のみですが、ここ数年の低金利で減少しております。ここで決算書6ページを御覧ください。損益計算書になります。先ほどから収入、支出の前年度との増減について御説明いたしましたが、給水収益の減少による総収入は減少したものの、総支出においてそれ以上の減少となったことにより、下から4行目の当年度純利益は1億7,205万3,126円となりました。これは前年度の純利益の金額7,239万円から約1億円の増加となっております。なお、収益的収支のまとめにつきましては、12ページの収益的収支についてを御覧ください。消費税納付額は文章の最後に記載のとおり、5,134万7,000円となっております。次に資本的収入及び支出について御説明します。決算書34ページを御覧ください。資本的収入になります。資本的収入合計額は一番上に記載のとおり1億9,800万9,490円となっており、内訳としましては、企業債を1億5,680万円、新規で借り入れたほか、工事負担金や県からの交付金、一般会計からの建設費補助出資金等となっております。資本的支出につきましては、隣のページ35、36ページになります。資本的支出合計は、一番上に記載のとおり、7億7,130万3,418円となっており、内訳を大きく分けると建設改良費として前年度繰越事業も含め4億1,264万7,079円、1ページおめくりいただいて36ページ企業債償還金として上水道償還金3億5,590万7,253円と簡易水道償還金274万9,086円を合わせまして3億5,865万6,339円となっております。建設改良工事の内容としましては、主に管路改良工事を行い、その内訳は送水管3路線、配水管16路線となっております。企業債償還金は、上水、簡水とも定期償還のみとなっております。決算書の4、5ページを御覧ください。ただいま申し上げました資本的収入及び支出の額が決算額の欄に記載されていますが、決算書5ページの欄外にありますとおり、その収入と支出の差引きは5億7,329万3,928円の不足となっ

ております。その補填としまして、今年度の損益勘定留保資金等では不足しますので、減債積立金を1億5,088万839円取り崩して対応しております。なお、資本的支出予算のうち、4,350万円は繰越事業として令和2年度に繰り越しております。決算書8、9ページ貸借対照表を御覧ください。決算書8ページ下の注記②④⑥に損益外の引当金の取崩し及び移管受入れの経理について明示しております。さらに、注記⑦として当年度未処分利益剰余金に説明を追加しております。9ページ負債の部を御覧ください。3固定負債(1)及び4流動資産(1)にあります企業債の合計額が令和元年度末における借入金残高になるのですが、合計額は48億4,545万7,345円になります。これは、年間の給水収益の3.7倍に相当し、依然高い水準にあるといえます。これに対して、同じく9ページ下段の「資本の部」の中の、7剰余金(2)利益剰余金の合計は、9億2,184万円となり、注記⑦の現金の裏付けのない金額を除いた正味の利益剰余金は7億7,095万9,348円となります。運転資金についてですが、8ページの「資産の部」2流動資産合計18億円と、9ページ「負債の部」4流動負債合計6億円の差引きが約12億円あまりありますので、当面資金ショート心配はございません。8ページの「資産の部」2流動資産にあります(1)現金預金の残高は、16億1,430万6,474円となっており、これは決算書25ページのキャッシュフロー計算書最下段にあります資金期末残高と合致しております。ここでお配りしておりますA4版資料の2/6を御覧ください。キャッシュフロー計算書になります。中ほどの「決算値」と記載しております列が、決算書25ページのキャッシュフロー計算書を転記したものになっております。この決算値につきまして、下から3行目の資金増加額では3,734万5,281円の資金量が増加しております。これらの構成項目から、説明書きにありますように、※印の項目の未収・未払金等の要素を除外して再計算したものを右の列「正味キャッシュフロー」としてしております。この再計算の結果、令和元年度の事業活動通じて、2,117万2,287円の資金が増加いたしました。これは例年に比べ、予算段階での工事費が少なく、さらに一部を次

年度に繰り越したことで、資金の流出が抑えられたことが、その原因であります。以上が令和元年度水道事業会計の決算についての説明となりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、随時質疑に入りたいと思いますが、まず決算書から行きましょう。最初に収益的収支の関係で説明のあったところから。16、17ページ業務の内容からこのページから行きましょう。

森山喜久委員 まず1番の業務量の関係のところでは有収水量が減ったことについて、特に平成30年度から令和元年度で大体1.7%程度減少したのかなと思っているんですけど、これが減っている原因としてどのように把握しているか教えてもらえますか。

伊藤水道局次長 森山委員から御質問についてですが小口径13ミリにつきましては節水意識の高まり及び節水機器の普及があるのではなかろうかと思っております。一般企業、大口径につきましては、分析したものを御報告させていただきたいと思っております。食料飲料関係は客足の増減というのが大きく響いたのではなかろうかと思っております。特に令和元年度の後半はコロナの影響があるように感じております。水量がかなり落ちているように感じております。医薬化学石油製品関係、これは、米中関係の経済摩擦が大きいように感じております。コロナの影響っていうのはこの時点ではまだ出てないように感じております。令和2年度からにつきましては、それなりの影響が出ているようですが、元年度後半はまだそれほど大きなものは出てないように思っております。ただ、医薬と化学につきましても、特殊なものにつきましては大きく伸びております。一般的な化学薬品については、輸出の関係とかの落ち込みが大きい状況になっております。それから鉄鋼金属関係、これにつきましては、特殊素材関係は、それなりの輸出量が出ているように見受けられます。国内における建設用鋼材の販売、これにつきましては東京オリンピック関係

のものが減ってきているのではないかと感じております。あと東日本大震災、こちらのほうもある程度のめどがついてきているのではなかろうと感じております。あと窯業等につきましては、特に米中経済摩擦が大ききように感じております。あと電気電子機械についてはハイブリッド関係についてはいいのですが、一般的なものについては落ち込みが大きい状況になっているように感じております。

森山喜久委員 丁寧な回答ありがとうございました。やっぱり平成28、29、30年と余り変わらなかったところが、いきなり令和元年度から落ちたじゃないですか。その部分でどういうふうに把握しているのかなっていうところを聞きたかったので済みませんでした。ただその一方で13ミリはまた落ち込んでいる部分があるので今言われたように特に食料、飲料関係のところの影響しているのかなと思うので、これはこのコロナの関係でその辺での改善を期待するしかないのかと思っています。あともう一つ有収率ですよ。結局はこれは0.42減ったということで漏水関係とかで余分なものが出てきたとのかと認識するんですが、その辺どうなんでしょうか。

原田水道局副局長 有収率につきましては、近年向上のために努力はしておりますが、結果としては減少傾向にあるという状態でございます。毎回言い訳をしているような形ではございますが、近年は漏水量等が増えていんじゃないかなと思っておりまして、これを防止するためには計画的な施設の更新事業というのをやっていかないといけないと考えております。ただ現在の収入でありますと、平成28年の料金改定案のときに御提示させていただきました、年間6億2,000万円の事業というのができないということがございまして、4億円から5億円ぐらいの事業しかできておりませんので、そういう面では施設の老朽化にこちらの更新事業のほうを追いついていない状況となっており、こういった結果がじわじわと表れているのかなというふうに考えております。

森山喜久委員 関連で管路の修繕が、対前年で件数が増えたのかどうかその辺を教えてもらっていいですか。

伊東水道局施設維持課長 修繕の件数につきましては、令和元年度、宅地内の給水管、これはメーターまでの水道局が修繕工事費を負担しておる修繕ですが、これは平成30年度が115件、元年度は101件と若干減っております。それから道路上にあります公道上の給水管、個人の管ですね、これが30年度は151件、元年度は130件とこれも若干減少しております。それから公道上の水道局の配水管、この修繕工事が平成30年度は55件、元年度は51件と修繕の件数としては若干減っておりますが、漏水の量というのは件数とは比例しないので、一つの修繕でも漏水量が多いものもありますし、その辺が影響しているんじゃないかと思えます。

森山喜久委員 逆に毎年今言われたように101件、130件、51件という形の数字の部分の工事はしなきゃいけないと。その分は恒常的にはチェックするんだというふうな認識でよろしいのでしょうか。

伊東水道局施設維持課長 おっしゃるとおりでございます。

中村博行委員長 漏水が出たんですけど、通常パトロールも当然されていると思うんですけども、やっぱり市民からの通報といいますかね。そういった形であろうかと思うんですけど、発見するのはどっちが多いですか。

伊東水道局施設維持課長 市民の方からの通報のほうが断然多くございます。

中村博行委員長 なかなか通常のパトロールでは見付けられないということですね。

伊東水道局施設維持課長 なかなか難しいところがあります。

藤岡修美副委員長 関連してそういった漏水対策として古い管、老朽管を新しくやり換えるのが全てで、特にそういった漏水対策で調査するとかっていうのは考えておられないですか。

伊東水道局施設維持課長 漏水調査につきましては、以前も調査会社に委託して行ったことがあるんですが、なかなか費用対効果といいますか、市内全体を調査するとかなりの額が掛かりますし、それだったら配水管の改良工事に費用を当てたほうがいいんじゃないかということで漏水調査の委託はしておりません。なるべく職員で早期に発見して修繕工事を行うようにしております。

藤岡修美副委員長 それと16ページの業務量の表で供給単価が0.8円、平成30年度に比べて増えて給水原価が12.8円下がっているんですけども、この辺りどのような分析をされていますか。

渡邊水道局総務課財政係長 供給単価のほうは給水収益が減ったんですけれども、式としましては給水収益割る有収水量ということになっています。給水収益は下がっているんですけれども、それ以上に水量としての減少幅が大きかったもので分母の有収水量が小さくなった分、供給単価としては若干上がったのではないかと考えています。給水原価のほうは先ほどの説明にもありましたけれども経常費用、特に資産減耗費が減少したことで費用の減少が見られたことから給水原価が下がりました。

岡山明委員 16ページで、昨年度比で有収水量が98.3%で、給水人口、配水量は98.8%ですね。有収水量は料金徴収の対象となる水量という表現ですね。本来であれば配水量と有収水量も同じ削減幅にならないとおかしいという状況で、それが有収水量が0.5%低いっていう状況でお話があって、過去最低であると。コンマ5%の確実に取れるお金がいろいろな関係で過去最低ですと。それをそのまま継続されるとせっかく作った水で料金が取れないということで、配水量よりも有収水量が下

がっていく傾向があるということについて、危機管理をもって対応するべきと思っているんですけど、その考え方をもう一度確認したいんですが。

原田水道局副局長 有収水量につきましては、先ほど岡山委員が言われましたとおり、実際に使用者がお使いになられた水量でございます。これにつきましては、水道メーターで計量した水量をここに掲載させていただいておりますけど、この中には一般家庭で漏水が起こって一部減免をした水量は除かれておりますので、当然水量的には少し下がっておるところもあります。それから、配水量との差につきましては、消火活動や工事等で新しく布設した水道管の内部を洗浄するために使った水量とか、地下で流れている水漏れといったものがありまして、配水量と有収水量の差が出ておるとい形です。御指摘のありました、この増減が給水人口の減少比率に対して有収水量のほうが下がり方が大きいではないかということなんですけど、この一番の原因は1人当たりが使われる水の使用量が年々減ってきているということでございます。これについては節水機器の普及が毎年増加しておりまして、新しい洗濯機の購入や風呂の改修、それから水洗トイレを新しくされますと、どんどん水を使わない機器に変わってきます。そういった影響で給水人口が減る率に対して、それ以上に1人当たりの水を使われる水量が減ってきているという状況でございます。実際に日本のほかの都市では、給水人口が増えても有収水量は減っているというところもございます。

宮本政志委員 ちょっと戻りますけど確認で、先ほど副委員長の質疑で給水原価が下がっているとのことで資産耗費の減少が一番大きな原因っていうふうにも解釈していいですか。

原田水道局副局長 お見込みとのおりでございます。

宮本政志委員 ちょっと変わりますけど、漏水対策は鞆管を使うような工事は

市内はしてないんですか。そのまま漏水だったら新設ですか。

伊東水道局施設維持課長 鞆管というのが例えば水路を渡したときとかそういうときは鞆管の中に本管が入るんですが……水路を横断したりするときには鞆管を使います。あと水路の下を通すときそういうときは鞆管という形で布設しております。

中村博行委員長 18、19ページ。

藤岡修美副委員長 先ほど薬品費で活性炭をたくさん使ったとありますが、これをもう1回説明していただけますか。

原田水道局副局長 令和元年度につきましては濁水の影響もありダムの水に藻がたくさん発生いたしまして、特に高天原浄水場に入ってくる水自体にカビ臭が付いているということが多く、そのカビ臭を取るのに活性炭を投入いたしました。この度はカビ臭のある水が流れ込んできた期間が長かったものですから、どうしてもそれに対応するために活性炭をたくさん使ったということでございます。

中村博行委員 活性炭によってそういう悪臭というかそういったものを防げるということですね。18、19ページでなければ、戻って6ページ損益計算書。詳しい説明があったので、大体それではその12ページ、概況をまとめた内容ですが、ここまで。説明どおりの内容です。相対的に換気の休憩を考えないといけないのでちょっとやりにくいんですよ。30分以上経過したのでね。そうしたら一旦この後資本的収益とまとめて両方ありますのでね。それで総合的な質疑を行っていこうと思いますのでここで一旦50分まで休憩に入りたいと思います。暫時休憩。

午前9時43分 休憩

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続いて委員会を続けます。それでは予算書の 34、35 ページから質疑を求めます。資本的収支のほうの関係ですが建設改良費 36 ページまで。34、35、36 ページまでであれば。あと貸借対照表があるので戻りまして、4、5 ページ。資本的収支のそれでは総合的に対象対照表の 8、9 ページ。

森山喜久委員 8 ページのほうになりますが、2 の流動資産の (2) 未収金の関係です。未収金の状況をまた再度説明していただけますか。未収金につきましては中の 2 のところにあります。

伊藤水道局次長 中の 1 のところに 3 月調定分として 1 億 8 1 7 万 5, 3 7 6 円を含むとなっておりますので、その分が半分以上占めているという状況になります。あと貸倒引当金につきましては、これは前回お話しさせていただきましたけど、料金収入の中で収入が見込めないもの、これをこういう形で出しております。今年度につきましても、最終的に 1 1 1 万 3, 0 0 0 円 1 2 1 円、貸倒引当金から不納欠損という形で対応しています。ただ、これにつきましても、簿外管理という形で管理はしております。そういう状況です。この計算方法につきましては、古いほうの 7 年分につきましては全額、そして、新しい 3 年分につきましては計数を掛けて計算をして金額を出すというような形で対応しております。

森山喜久委員 再確認です。不納欠損処理の方は簿外管理をするということと、未収金のほうも 3 月調定分なので最終的にはほぼ全部収入が入ってくるというふうな見込みであるということによろしいでしょうか。

伊藤水道局次長 おっしゃるとおりです。

宮本政志委員 さっきの未収金 3 年とか 7 年とか何か言われていたのは、時効

援用かなんかで回収できんとかっていうことがあるということですか。

伊藤水道局次長 料金収入につきましては10年間、貸借対照表上に未収金という形で残っております。回収できなかった分ですね、これについては最終的に貸し倒れ、要するに徴収がもう難しいものということで、先ほど言いました7年分につきましては、その全額を残り直近の3年分につきましては係数を掛けた、要するにある程度は料金として収入が見込めるものということで残しています。今回につきましては687万2,752円を計上している状況です。

中村博行委員長 不納欠損については大体100万円ちょっとくらいですよ。

伊藤水道局次長 そのとおりです。

中村博行委員長 市長部局が大体5年ぐらいで、水道局が10年というような感じでやられたらいいなということですね。

藤岡修美副委員長 流動負債の企業債、注5に記述があるんですけど、一般会計の負担見込額351万1,757円。この部分というのはどういう考え方からこういう金額出てきたんですか。

原田水道局副局長 企業債の一般会計負担のものにつきましては、これは旧山陽町のときの簡易水道だった施設でございます。その施設を造ったときの企業債につきましては、一般会計からの繰入れで償還をしているという形でございます。

岡山明委員 9ページの利益剰余金の合計、ここで9億円という数字が出ています。資料の6/6ページ、利益剰余金という部分を内部留保金と思っているんですけど、利益剰余金が現金で6億7,000万円という状況で、この部分が貸借対照表になると9億2,000万円という状況で、

この差というのは貸借対照表みたいな状況がここの9億2,000万円がいわゆる内部留保金のような印象を受けるんですけど、金額的にはすごい違うんですけど、その辺を教えてください。

中村博行委員長 もう1回内部留保金の計算の計算を言ってください。9億円から8ページ1番下のやつを引いたものが内部留保金ですよ。

岡山明委員 今の資料と貸借対照表は金額的に同じような名前ですが、金額的に違いがあるからその辺がどういう状況で金額が違ってくるのか。

原田水道局副局長 利益剰余金合計で9億2,184万円となっておりますけど、これについては、その上にあります「エ」の当年度未処分利益剰余金全額を足した金額となっております。ただ、これにつきましては、注⑦のところにございますように現金の裏付けのない利益1億5,088万830円を含んでおるということです。これは何かと言いますと、このたびの4条の資本的収入と支出の差額を埋めるための減債積立金を取り崩した金額でございます。つまり減債積立金を取り崩したんですけど、これはいわゆる資本の部のほうの穴埋めに使った金額で、実際にはもう現金としてはありません。これは、地方公営企業法という法律で処理する会計上のやり方として、その取り崩した金額を一旦は損益計算の利益に含めるようにしなさいということになっております。その結果が9ページの「エ」の当年度未処分利益剰余金として、それを含めた金額が上がっているということです。ただ、実際には現金でないものが含まれておりますので、先ほど言いました取り崩した積立金の額を引いてしまうという形です。これは後ほど利益処分のところにも出てくるわけなんですけど、それを引いた実際の当年度純利益の分だけを利益剰余金のアからウまでの積立金に足し込んで計算するという形になります。資料の6分の1ページを見ていただいたほうが早いと思います。4の積立金です。これの1番右側、当年度決算となっておりますけどこの金額。7億7,095万9,348円です。これがいわゆる先ほどの取り崩した積立金を

当年度未処分利益剰余金から引いて既存の積立金に足した金額という形になっております。

岡山明委員　　そういうことで3/6ページの部分で7億7,000万円というのが内部留保金という状況ですね。分かりました。肝腎な部分で、資金が昨年よりは増えているという状況ですよ。そうすると、今後宇部との合併とかもあるんでしょうけど、その間、管が老朽化という状況の中でそのための留保金を使って、例えば、合併前にある程度の宇部との合併に際して山陽小野田市としては、万全な形で合併に臨むということである程度この内部留保金を使って新しく工事のほうにお金を入れていくというか、その辺の形は、決算書の中に計算して何か分かるような部分がありますか。何かあればこれは老朽化が昨年度より進んでおるという状況の中で老朽化に対して推進した形というのはいないか。目に見える形で何かあればお願いします。

原田水道局副局長　この積立金というのは、広域の関係もおっしゃられましたけど、通常の事業を計画的に行っていくために必要な資金として、常に持っておくためです。それぞれ積立金には目的がございますけど、基本的にはそういった資金として持っているということになります。それで特に大事なのは、通常工事をする際に起債という借金をしながら工事しておりますけど、できるだけその額を減らしたいということでそのためにこういった内部留保資金を一部取り崩して少しでも今の借金を減らしていきながら事業を運営することも必要ですし、一つの面では大規模災害に遭ったときに当面手持ち資金がないと復興ができないということもございます。実際に被災したときには全く何もすることができないという状況に陥ることになりますので、ある程度資金を持って事業運営をしておるといってございます。

今本水道事業管理者　今、御質問ございました内部留保資金ですけども、これは平成27年度は9億円程度ございましたが、徐々に減ってきておりま

して、翌年が8億3,000万円、その後8億8,000万円。それで今7億円台ということで、ここ数年ずっとこの内部留保資金が減ってきている状況でございます。この使い道としては今、副局長が申し上げましたとおりでございますが、資金を使って例えば合併、広域にのたためにこういった工事をするとかいうことは現在のところ考えておらない状況でございます。

岡山明委員 マックスのときは9億円あったと、局長のほうからいうと内部留保資金は最適金額は幾らぐらいと思ってそれに向けて進められておられるか。そういう最適金額が幾らぐらいか右肩上がりに上げていくのか。ストップするのかその指標みたいなものは何かありますか。

今本水道事業管理者 これが適当っていう金額はなかなか難しいと思うんですけども、要は先ほど副局長が言いましたように工事費用として起債を多く借りてやるのか内部留保資金を充てるのかというようなことであります。水道局としては企業債の残高が多くございます。この残高を減らすための方針というのはある程度持つとかなきゃいけないということで、内部留保資金は多いほうがいいんですけども、今は徐々に減りつつあるこの金額を減らさないようにということを考えております。財政担当から言えば、およそ10億円程度が適当ではないかということで、平成27年度に9億円幾らありましたけれども、それよりももう少しあったほうが、経営的には余裕があるんじゃないかというふうに考えております。

中村博行委員長 当然多いほうがいいわけですけど。基本的に年間6億2,000万円ぐらいの建設改良費というか管路更新をしていくということが現在、かなわないということですよ。4億ぐらいに抑えて内部留保資金は減らさないようにというような基本的な考え方で今やられているというふうに思っているんですが、そういう認識でいいですか。

今本水道事業管理者 そのとおりでございます。水道料金と工事量とそれから

予算決算というのは三位一体のものでございますので、工事を多くしようと思えば水道料金を上げなきゃいけないし、市民の負担も増えるということでその辺のバランスを取っていくというのが非常に重要だと考えております。現状においては6億2,000万円でこれで更新率が確か1.25%だったと思いますけど、これだと全部の更新に80年掛かる。全国的には平均で0.75%しかやってないんです。管路の更新の需要寿命から言ったら例えば60年ですから、1.6%ぐらいはやらなきゃいけないのをどこの事業体もできてない。それはなぜかという水道料金が上がらないからできないという状況でございます。だから水道料金に応じた事業量しかできてない。このままいくと水道の管路の老朽化が進むということで、数年前に水道料金の値上げをお願いいたしましたけど現状としてはそういう状況にあるということでございます。

中村博行委員長　それでは資料も含めて全体の中で水道事業全体の中で質疑をしてください。

宮本政志委員　10ページ、11ページの剰余金の計算書で教えてほしいんですけど、資本剰余金がありますよね。10ページの上のほうの県及び国庫補助金の欄に1番右のその他、資本剰余金と五つありますよね。10ページの前年の末残高の上です。資本金の項目に資本剰余金の下五つありますよね。この一番右のその他の資本剰余金と左の四つっていうのは性質が違うと思うんですけど、左の四つっていうのは資本準備金みたいな考え方でいいですか。

渡邊水道局総務課財政係長　もともと資本剰余金というのは、平成26年度の会計制度の見直しが行われるまで、例えば国から補助を受けた工事であった場合には国庫補助金をこの資本剰余金に計上する、若しくはその工事とかで工事負担金を受ければこちらに計上するというようなことをやっておりましたが、平成26年度の制度見直しに伴いそれらの金額は9ページの負債の部ここの収益というところに移すことになりました。こ

の段階で既に収益というのが、減価償却に伴って収益化される補助金等
でありますので、この段階で既に減価償却済みであるものである等、非
償却資産、例えば土地とかそういった資産については資本剰余金そのま
まのところは据え置くというような形になっておりますので、過去の国
庫補助金であるとか工事負担金といったものになっております。

宮本政志委員　そうするとこの一番右のその他資本剰余金っていうのは普通考
えたら多くないといけないような気もする。こういう数字で大丈夫です
か。いいんですか。水道局として先ほど局長の答弁に水道料金とか内部
留保の件が出たんで、先ほどの答弁からと思って聞いているんだけど、
別に問題ないですよ、この数字でもってことでいいんですかね。

渡邊水道局総務課財政係長　その他の資本剰余金の今の6, 200万円という
額が多いのか少ないのかという判断はちょっと分かりかねます。

中村博行委員長　これは積み上げた数字でしょ。過去のも含めて。

渡邊水道局総務課財政係長　おっしゃるとおり、過去からの積み上げた数字を
会計制度の見直しで振り分けた形になっています。

中村博行委員長　制度が変わったときにいろいろ項目が資産に挙がったりした
部分もあると思いますけど、さっきの資料も含めて水道事業について全
般で質疑があれば。

岡山明委員　16ページの給水原価、確認の意味で給水原価を昨年度と比べて
先ほどお話あったとおり、金額が下がったという状況でこの給水原価と
いうのは1トン作る費用で幾らか掛かる。そういう状況で資産減耗費っ
ていうか、金額が大きく関わっているという状況でその部分が19ペー
ジですか。18、19ページの資産減耗費の中で昨年度と比べて一応1
億2,000万円ぐらい違っているという状況なんですけど、減耗費の内

訳は。

中村博行委員長 もう1回説明してもらえますか。

原田水道局副局長 19ページのところを御覧いただければと思いますけど、この中の営業費用の中の一番下の資産減耗費でございますが、これについては、平成30年度が1億3,700万円に対して令和元年度は合計が820万円という形です。実際には1年間で1億2,800万円も違うという形でございますが、これについては、平成30年度は特別であったということで高天原浄水場から竜王山配水地までの送水管を約5年間かけて更新をしております、それまでは既設の送水管をいかしながら工事をして、最終的に平成29年度に接続したわけなんですけど、そのときには除却をせず、平成30年度に既設の送水管の利用方法をいろいろ検討しておりましたが、なかなか利用困難であったということで、仕方がないので、約5年間分まとめて不要となった資産を除却したという形でございます。そのために、5年分の口径の大きい送水管をかなりの長い延長で除却したものですから、結果的にこういった1億円を超える除却となったということでございまして、例年はこのような除却ということにはございません。平成30年度だけが特別であったということで御理解いただければと思います。

岡山明委員 普通のラインよりは、バイパスみたいな形で旧配管の分がそういう資産対象外になったという話なんですけど、工業用水の配管と浄水をほぼ同時に配管されたと言ったらおかしいですけど、工業用水も上水も両方布設された配管ですか。

原田水道局副局長 高天原から竜王山配水池に行っております上水の送水管と高天原浄水場から西部石油のほうに送水しております。工業用水の送水管は、叶松まで同じルートで並行して布設されております。それで送水管の改良工事を実施するときに同時に施工しており、そのためにこうい

った形で、工業用水も同じような除却をしておるということでございます。

岡山明委員 工業用水も上水も同じような資産減耗費という状況になっているということだと思いますね。

中村博行委員長 昨年も説明を受けております。

森山喜久委員 24ページ、その他収入の使途という形で未還付予納金について説明をいただけますか。

伊藤水道局次長 実は以前、予納金制度というものがありませんでした。旧小野田を例にしますと昭和22年から始まり平成2年まで行っていたのですが、その制度を使って無届転居とかによります水道料金の未納防止として、一時的にその水道料金の1カ月分を前もってお支払いいただいております。ただ公営企業法というのが昭和27年にできているのですが、昭和22年に制度開始した予納金制度は法的な根拠を示すことがなかなか難しいという事ことで、他市においても随時、廃止をしておりました。平成2年に旧小野田も廃止をしまして、それから還付という形で対応しておりました。一応、所在などが分かる方には還付ができたのですが、転居されていられない場合とか、あとお亡くなりになられているとかというような方でどうしても還付が難しい方については、対応を検討しておりました。法的には10年間使用者から還付請求がなければ、最終的に処理できるということで、そのまま持っていたんです。それでいきますと平成24年には処理しないといけないんですが、それが滞っておりましたが、このたびきちっとしていこうということになりました。法的な対応をする上で日本水道協会、それから法務局にも出向きましてどのような対応をするかを協議し、公示送達での対応としました。実際にお返しできない部分については、旧小野田、旧山陽を合わせた439万581円を雑収益という形で対応したということです。ただ実際、お

金はもう以前に頂いておりますので、実際の収入としてこれだけあったかというところではなくて、振替をしたということで御理解いただければと思います。

森山喜久委員 責めるわけではなくて監査の意見書のほうについても、懸案事項であった予納金の取扱いをきちんとしたよという一つの解決策を示されたことを評価すると記載があったので、その部分を含めてどういふような状況かを説明していただきました。ありがとうございました。

中村博行委員長 そこまで伸びた原因というのはなんですか。

伊藤水道局次長 実際もっと早くすべきところだったんですけど、平成17年に旧小野田、旧山陽一緒になりまして、430万円という金額になりましたことから、もう一度確認をしようというところもあります。返せるものは返していこうという思いがあったんですけど、そこが滞った原因となっています。また、監査から3年前に最終的な予納金の処理をなさないと指摘を受けました。結果として、平成30年から作業しましてこの令和元年度に最終的な処理をしたというところでございます。

藤岡修美副委員長 今後の料金改定にも関わってくると思うんですけど、宇部市との広域化ですね。進捗状況を話せる範囲でいいんで語っていただけたらと思うんですけど。

今本水道事業管理者 去年の暮れぐらいに最後に検討委員会をやって、今年に入ってから1回も開かれてないんです。一つはコロナの影響で宇部市はすごく慎重で、市外からのそういう会議なんかは開かないような形にされておりますし、また広域推進室というのを作っております、私たちのほうからは2名の職員を派遣して広域の作業を進めておりますけども、推進室のほうでいろいろ案を作りながら、宇部市に相談し山陽小野田市に相談しということで行ったり来たりしながら、いろんな今後の作業、

例えば更新需要をどうするかとか財政計画をどうするかとか、いろんな担当課の意見を聞きながら、一つにまとめ上げようとしておりますが、一歩前進、二歩後退というような形でなかなかああでもない、こうでもないというようなことがありまして、うまいこと進んでないというのが実情でございます。山陽小野田市がオッケーと思っても別の問題があるとか、そんなやりとりの繰り返しで、誠に私としても非常にじれったいというか歯がゆい思いはしておるんですけども、こればかり相手があることですので、山陽小野田市の思うようなことだけではいけませんし、宇部市のお考えも入れなきゃいけない。そういった意味でなかなか進んでないということです。それぞれの議会等にも報告をしなきゃいけないんですけども、去年ぐらいから同一歩調でやろうということで、山陽小野田市、宇部市だけがどっちか一方に情報を流すということはやめようということで、検討委員会で決まった結果をそれぞれの議会に報告をするという流れになっております。先ほど言いましたように、検討委員会が一切開かれてないという状況の中で推進室がある程度まとめてはおりますけども、議会にその結果を報告する段階に至ってないということで、もうこれは私も3月、6月、今回9月になりまして、誠に申し訳ないというのは何回も言うのもあれなんですけども、実態としてそういうことになっておりまして、非常に歯がゆい思いをしておるという状況でございます。申し訳ございません。

中村博行委員長結局、今おっしゃったように同一歩調でやるということで、そういう同一歩調でやれる段階が来た時点で、早めに委員会にも報告をしていただきたいというふうには考えております。基本的に広域はほとんど進んでないという状況でいいですよ。ほかに全般あれば。ないようでしたら質疑を打ち切ります。それでは、討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に移ります。それでは議案第86号令和元年度山陽小野田市水道事業決算認定について認定というふうな判断をされる方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 したがいまして、議案第86号については認定すべきと決しました。ここで、再度休憩に入りたいと思いますので35分まで休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時35分 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に続きまして、委員会を続けます。それでは審査番号2番、議案第87号令和元年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について、執行部の説明を求めます。

今本水道事業管理者 議案第87号令和元年度山陽小野田市工業用水道事業決算について、御説明させていただきます。お配りしておりますA4版の資料4/6決算の概要工業用水道事業を御覧ください。まず、1業務量

(1) 基本使用契約水量についてですが、工業用水については責任給水制を取っており、令和元年度のその年間水量は885万7,200立方メートルとなっております。前年度から15万8,300立方メートルの減少となっておりますが、これは一部ユーザーの減量に伴うものです。

(2) 実績給水量につきましては、856万9,885立方メートルとなり、前年度に比べ99万3,498立方メートル増となっております。次に2収益的収支を御覧ください。収益的収入は2億6,542万9,040円となり、契約水量の減量及び前年度自主節水に伴う減免により給水収益が減少した影響を受け、前年度から約1,026万円の減収となっております。収益的支出につきましても1億8,950万7,923円となっており、前年度から約6,573万円減少しております。支出の減少理由としましては、主に前年度の除却に伴う資産減耗費が減少したことなどがあげられます。この結果、当年度純利益として7,59

2万1,117円が生じました。これに、その他未処分利益剰余金変動額2,295万896円が加わり、当年度未処分利益剰余金は9,887万2,013円となります。利益処分については、別途議案で御審議いただきます。次に、3資本的収支を御覧ください。資本的収入6,600万円につきましては、病院会計からの貸付金償還元金のみとなっております。資本的支出につきましては、5,146万1,703円となり、建設改良事業として前年度繰越事業であります田辺線送水管の改良工事を行っております。資本的収支不足額5,146万1,703円につきましては、補填内訳にありますとおり全額補填しております。以上が、令和元年度決算の概要です。詳細につきましては、副局長の原田から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

原田水道局副局長 水道事業会計と同じく、決算書を中心に御説明いたします。

それでは、決算書57ページ下段の3業務を御覧ください。(1)の業務量は、管理者の概要説明でも触れましたが、契約水量の内訳のうち田辺三菱製薬工場の水量が日量500立方メートル減量となったことで、3事業所の年間契約水量は885万7,200立方メートルとなりました。これは前年度と比べ15万8,300立方メートル減量となっております。決算書を1ページおめくりいただき、58ページを御覧ください。(2)事業収入に関する事項ですが、これは収益的収支の収入の部のことです。収入合計は、表の一番下の2億6,542万9,040円となっており、対前年度増減では約1,026万円の減収となっております。これは、水道料金において、先ほど申しあげました契約水量の減量に加え、前年度における渇水による減水に対する減免を行ったことが影響しており、水道料金の対前年度増減は9,535万円の減収となっております。次に(3)事業費に関する事項ですが、これは支出の部のことであります。支出合計は1億8,950万7,923円となり、前年度から約6,573万円の減少となっております。主な要因としましては、営業費用の中の一番下に記載しております資産減耗費を御覧いただきますと、水道事業会計と同じく、昨年度、送水管を中心とした大量

除却を行ったことにより大幅に増加した資産減耗費が、今年度3,336万円余り減少となったことが挙げられます。また、営業費用の人件費が大きく減少しておりますが、職員退職に伴い工業用水道会計職員が2名減少となったことによるものです。職員数は前年度末9名から令和元年度末7名となっております。そのほか修繕費につきましては、ポンプ分解整備や第二導水管修繕のような大規模な支出が無かったことから減少となっており、受水費につきましては、前年度漏水に伴う自主節水による減免が行われたため減少となっております。また、負担金につきましては、共用機器の使用に関して上水会計への負担金が皆減、県企業局への共同事業者負担金の減により減少しております。ここで決算書50ページを御覧ください。損益計算書になります。ただいま、御説明しました収益的収入及び支出の前年度からの増減の結果、給水収益が減少したものの総支出がそれを上回る減少となったことで、当年度純利益は7,592万1,117円となり、前年度から5,500万円余りの増加となりました。次に資本的収入及び支出に移ります。1ページお戻りいただいて、決算書48、49ページを御覧ください。ページ中ほどの(2)資本的収入及び支出の決算額の欄を御覧ください。収入につきましては、病院会計からの貸付金償還元金の6,600万円のみとなっております。支出における建設改良費では、繰越事業として行った田辺線送水管の更新工事及び公用車購入を支出しておりました。これに企業債の償還金を加えた資本的支出の合計は、5,146万1,703円となっております。資本的収支不足額算出において、資本的収入の貸付金償還金は除外するため、資本的支出額全額の5,146万1,703円が不足額となります。その補填財源は48ページ欄外に記載しておりますとおり、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金、そして減債積立金を2,295万896円取り崩すことで補填しております。決算書52、53ページを御覧ください。貸借対照表になります。52ページ下段 注記②、③に損益外の引当金の移管に伴う繰り出し経理を明示しております。同じく52ページに1固定資産(3)投資その他資産の部に病院会計貸付残高1億3,200万円を長期貸付金として

記載しております。企業債残高につきましては、53ページ負債の部を御覧ください。3固定負債(1)企業債 1億1,658万2,933円及び4流動負債の(1)企業債2,345万3,793円の合計が令和元年度末の企業債残高となり、その額は1億4,003万6,726円になります。これに対して、資本の部 7剰余金 (2)利益剰余金の合計は、6億7,325万902円となっており、52ページの注記④にあります現金の裏付けのない金額を差し引いた正味の利益剰余金の額は、6億7,048万1,410円となっております。運転資金については、貸借対照表上の52ページ「資産の部」2流動資産の合計額7億4,400万円と、53ページの「負債の部」4流動負債合計額4,900万円の差引きが約6億9,000万円ありますので、当面資金ショート心配はございません。52ページ資産の部2流動資産(1)の現金・預金の残高は、7億1,906万78円で、決算書60ページのキャッシュフロー計算書最下段の資金期末残高と合致しております。ここでお配りしておりますA4版資料の5/6を御覧ください。キャッシュフロー計算書になります。中ほどの決算値と記載しております列が、決算書60ページのキャッシュフロー計算書を転記したものとなっております。この決算値につきまして、下から3行目の資金増加額では9,506万円余り資金が増加しておりますが、資料5/6下段の説明書きのとおり※印の項目、濃いグレーの部分を除いて再計算しますと、令和元年度の事業活動で実質的に5,009万6,016円の資金の増加となりました。これは、収益的収支における修繕費等現金性の支出が抑えられたことに加え、建設改良費についても高額とならなかったことで資金の増加につながりました。以上が令和元年度工業用水道事業会計の決算についての説明となりますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

中村博行委員長 それでは上水と同様に決算書から行きます。まず説明のあったページで57、58から質疑をお願いします。

森山喜久委員 業務量の関係になると思いますが、このたび契約水量が減少になったと思うんですが、実際昨年平成30年度は濁水もあって使用水量が少なかったと思うんですが、それぞれ平成29年度とか平成28年度では今回の契約水量程度は使用されていたと思っています。今回の契約水量が変更になったのは実績に伴った変更になったというふうな理解でよろしいのでしょうか。

伊藤水道局次長 令和元年度につきましては一部企業の減量というのが大きくなっております。田辺三菱製薬工場の日量500トン減というのが大きく響いてきているということでございます。

森山喜久委員 今回減量という形になったんですけど、今後の見通しとしてはどういうふうな形か分かる範囲で教えてもらえますか。

伊藤水道局次長 一応正確なところがまだはっきり分からない部分あるんですが減量になる可能性も出てきております。各企業と今後の動向をいろいろとお話をさせていただいている中で、下がる可能性があるというところもちょっと出てきているのは事実でございます。それぞれ企業が企業努力をされていくのは当然ですので、水道局としても想定できる準備もしないといけないかなという気がします。

中村博行委員長 当面はいいと思うんですね。将来的にはね。

伊藤水道局次長 今の工業用水道事業につきましては、上水に比べますと責任水量制という制度を取っておりますので、比較的安定はしております。ただ企業もいろいろな努力をされておられます。それから組織改革とかもいろいろとされてきておられますので、私自身としては、水需要は今までと全く一緒ということにはならない減る可能性も大いにあるというふうには思っております。

藤岡修美副委員長 上水のほうはかなり危機感があって、アセットマネジメントというかその辺の検討されているんですけど、工業用水についてはそこまではまだ考えておられないですか。

原田水道局副局長 工業用水も特に管路のほうは老朽化したものも多いですけど、これについてシミュレーションとしてアセットマネジメントを作成しております。ただ、正式なものではございませんので発表はしていません。それから、現在の施設の管理の状況から実際に更新工事は、そこまで今やらなくてもよいという状況で、特にポンプのように整備をやっていけば、長寿命化できるものとかもございませぬので、取り替えるんじゃなくて長寿命化をしていって、利用するというものもございませぬ。その辺りはそれぞれの施設ごとに判断をさせていただきながらやっているという状況です。

中村博行委員長 人員が2名減というふうになってはいますが、企業を努力されたのか。その辺り、2名減で問題はないのか。その辺りについてお答えいただきたいと思いますが。

原田水道局副局長 この2名減については、浄水場の運転管理要員、全体の中で鴨庄浄水場の交代勤務で運転管理をしておった職員を全部なくしまして今ゼロとなっております。その関係でもともと18名おりました運転管理要員が今、高天原一極集中で9名となっております。それに伴って運転管理要員の上水道と工業用水道に対する割合をある程度見ておったんですけど、一挙に人数が減ったものですから、その割合から2名をこのたびは退職が出たので減らしたということで、将来的にはもう少し減らす必要があるんですけど、今回は2名減らさせていただいたという形です。

中村博行委員長 遠隔操作ができるようになったということだったですよ。

岡山明委員 今の分を確認したいんですがこういうような意見書の39ページの中にもそのことが書いてあるんですね。鴨庄の浄水場の遠隔管理により浄水場の運転要員の削減が可能になった。当年度において職員が2名削減できたという表現が意見書の中に入っているんです。そういう状況で今委員長の話があったんですけど、その辺で今交代勤務者が遠隔操作管理で誰も使わなくなったという状況になっていますか。そういう状況で実際2名と私は思ったんですけど、鴨庄の遠隔操作の関係で交代勤務者全て職員が必要なくなったということですかね。

原田水道局副局長 おっしゃるとおり、鴨庄の運転管理を交代勤務でやってもらったものは、全て高天原浄水場の方からリモートでやっているという形です。そのために管理棟、その中の計装設備、電気設備の更新をいたしました。それに合わせて西見配水地を築造したことで、無人化としても十分余裕を持って運転管理ができるシステムを作り上げたということでございます。それによって鴨庄浄水場の無人化が可能になったということでございます。ただし、現在は事業のほうにかなり力を入れたいということで工事関係のほうの職員を増員する等しているという状況でございます。

岡山明委員 そうすると鴨庄職員が遠隔操作のため必要ないということで、その人数っていうのは何人いたんですか。

原田水道局副局長 こういった形にする前は、交代勤務は先ほど9人と言いましたけど、9人と鴨庄の浄水場長が1名、それと電気の担当者が1名という形で11名体制でやっておりました。このたび9人の運転管理要員を削減したんですけど、そうすると運転管理要員が日中やっておりました日頃の各施設の維持管理業務が手薄になってしまいますので、それにつきましては1名ほど電気の担当者を増やしまして、現在の鴨庄浄水場は浄水場長が1名と電気の担当者が2名という体制で日中に通常の維持管理業務等をやっておるという状況です。

中村博行委員長　そういう状況で減らすことができたということですね。

岡山明委員　私もこの話は初めて聞いたものですから、例えば、そうすると8名の方が転出という形になっているんですね。それで高天原のほうの浄水場に異動されたという状況で、遠隔操作を担当されているということで人員の体制が整ったっていう解釈でいいですか。

原田水道局副局長　高天原も電気の関係と水質の関係等で若干は人数を増やしておりますけど、それ以上に先ほど言いましたように、今後の施設整備の関係で人員が欲しいということで、そちらのほうにも人員を移動させております。特に工事関係の部署でございます。

中村博行委員長　工事関係を強化したということですね。

岡山明委員　6人が対象人数だということですね。9人を削減してあと2人は退職された。最終的には6名の方がよその職場に移ったということですね。分かりました。

中村博行委員長　それでは続けていきましょう。説明のあったページを50ページ損益計算書。その前の48、49ページ。相対的な数字です。欄外も含めて。52、53ページ。貸借対照表から。次に61ページ、キャッシュフローですね。確認をしておきますけれど病院があと2回で終わりですね。病院の経営が非常によろしくない関係でそれについての協議は何かされていますか。

今本水道事業管理者　特段水道局と病院との話し合いだとか協議という場を設けておりません。

岡山明委員　森響水の話で、今回オリンピックが延期になった分ですが、それをお聞きしたいんですが。

中村博行委員長 ちょっと戻るけどね。森響水の状況、オリンピックで何か計画されている。

原田水道局副局長 森響水についてはこの令和元年度で約1万本作っています。通常年間5,000本しか作らないんですけど、パラリンピックを山陽小野田市が支援するというのでシティセールス課から資金提供を受けまして通常の倍の1万本を作りました。ところが令和元年度の年度末近くになって新型コロナウイルス感染症の関係でそういった動きが止まってしまって、現在シティセールス課で作っていただいた5,000本のペットボトル水が大量に余っているという状況になっております。新型コロナウイルスの関係で、水道局が毎年やっておりました水道展等のイベントも中止になりまして、そのときに大体2,000本ぐらいお配りしていたんですけど、これもなくなりまして市民の皆さんにPRとしてお渡しすることがなくなって全く利用できないという状況となっております。これは非常に残念なことですが、こういった状況ですのでできるだけ早くこの状況が改善されることを祈っているという状況でございます。

中村博行委員長 大変な状況ですね。工業用水全般で質疑を。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので討論ありますか。討論はありませんので採決に移ります。それでは議案第87号令和元年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第87号は認定すべきものと決しました。

中村博行委員長 15分は厳しいですけども15分をめぐりに暫時休憩をしましょう。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。次に審査番号 3 番、議案第 92 号山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

今本水道事業管理者 それでは、議案第 92 号山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。これは水道料金の過少請求に関し、水道事業管理者の責任を明確化するため、自らの給料を減額するものであります。対象となった過少請求の事案について御説明をいたします。別紙資料、今日お配りしていると思いますが、御覧をいただきたいと思っております。場所は市内マンション 1 棟の 30 世帯に対しまして、建設当初の平成 16 年から水道メーター口径の入力ミスによりまして、本年 5 月まで 16 年間にわたり、メーターの基本料金の差額分ほど過少請求となったものであります。金額は 1 請求当たり 2 か月で 1,160 円、1 か月では 580 円の差額となります。場所件数については、資料の 1 番、2 番の記載のとおりでございます。3 の判明までの経緯につきましては、平成 16 年にマンション管理組合がメーターを設置後、水道メーターは計量法により 8 年ごとの交換が義務付けられておりまして、平成 24 年に交換しておりましたが、このときに間違いに気づかず、2 回目の交換となる本年 5 月に判明したものでございます。4 の水道局の損失額といたしましては、過少請求金額の合計は 16 年間で 331 万 3,656 円、二つ目の時効の援用による実際の請求額は 43 万 5,169 円となりまして、よって実質の損失額は差引きで、287 万 8,487 円となります。5 番、事案発覚後の対応でございますが、報道機関への報告、ホームページに掲載するとともにマンションの住民に対しまして、謝罪文書送るとともに 1 件ずつ個別訪問にておわ

びをいたしまして、差額分の支払をお願いに回っております。これらの関係もございまして、コロナ対策もあり全体を集めての説明会というものは開催をいたしておりません。6番、本件に対する処分としましては、私の10月分給料を10分の1減額することといたしました。これは、この度の不祥事に対し水道行政の信用を失墜させたことに対し、自ら責任を取るため、自主的に減給とするものでございます。ほかに、この事案に対し、市民への不信感を抱かせたことに対する反省と今後の適格な業務推進を図るため、水道局の副局長と次長を令和2年7月17日付けで、文書訓告処分としたところでございます。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 報道等も既にあった事案であります、このことについて質疑を求めます。

藤岡修美副委員長 事件の発生が、平成16年9月17日に本来なら20ミリの金額で請求しないといけないところを13ミリで請求して、4番の損失額ということなんでしょうけど、法的措置後の請求額の根拠を示していただきたいと思います。

今本水道事業管理者 時効の援用によりまして2年間分、それ以前のやつは時効の援用によって時効が掛かって請求できないということになりますので、この度のケースは明らかに私のほうのミスでございまして、例えば時効の援用といったら本人が時効の援用を掛けないと対象にならないんですけども、これについてもある人は知っていて、ある人は知らないということではできませんので、本来いけないかも分かりませんが、一応こういう制度もあるというのを、皆さんに周知するとともにこの制度を使っていただいて、実際に請求する分が、43万5,169円となるということでございます。

岡山明委員 こういう事例が出たということで、今後はないと思うんですけど、

市内のマンションもあるんですけど、同じような形がなかったかどうか建物の再確認というか、それはされているかどうか確認したい。

伊藤水道局次長 岡山委員が言われたように、私どももその確認が必要であろうということで、遠隔操作の水道メーターに関してチェックをしました。結果として、他のマンションでそういう事例はありませんでした。

高松秀樹委員 43万幾らで、これは28世帯と管理人室その他は1か所なんですけど。大体平均1世帯でどのぐらいの請求がありますか。

伊藤水道局次長 平均しますと2万円弱ぐらいですね。失礼しました。約1万5,000円の金額になります。

高松秀樹委員 その他1か所ってというのは、これも請求されるということですか。

伊藤水道局次長 マンションの外水洗がありまして、この部分についてもやはり同じように請求をするようにしております。外に手洗いとか散水するような水道が付いておりまして、この部分についても請求するようにしております。

高松秀樹委員 ちなみに今の外の水道ってというのは、これは恐らくマンションの管理費か何か支払えるような形で、個人的な支払じゃないということですよ。

伊藤水道局次長 そのとおりです。

高松秀樹委員 これも既に全部請求をされておるんですか。これから請求をされるんですか。

伊藤水道局次長 もう既に各戸を回って、先ほど管理者も申し上げましたが、謝罪とそれからこの件につきまして説明に上がっております。それで一応まだ全ての方というわけではないんですが、大半の方にはもう御理解いただいております。

高松秀樹委員 これがいつ頃のことでもう既にこの各世帯が既に支払っている状況なのか、それとも全世帯今から支払う状況なのか。

伊藤水道局次長 既に6月の末に報道機関への報告をいたしまして、そのあと、6月23日に報道機関に報告を、そして6月の24日から各戸訪問をしております。そして既に半分以上の方には7月の請求で頂いている状況になります。ただ、全員の方に御同意を頂いているわけではないので、その分につきましてはこれからも御納得いただけるように努力をしていきたい、御説明にあがりたいとは思っております。

高松秀樹委員 6月23日の報道機関に流したということになるんですか。

伊藤水道局次長 シティセールス課を通して過小請求についてということで投げ込みをしていただいております。報道機関各社に投げ込みをしていただいて、それで新聞報道でも3社ほど出ている状況です。

高松秀樹委員 ということは、その直前には議会側にもお知らせをしたということですか。それによって処分が条例改正も行われたと思うんですが、水道局の場合はこういう処分決定はどういう場で処分決定をされるんでしょうか。

今本水道事業管理者 処分の重さっていうか、どの程度かというのは全国的な事例も含めて専門的によく分かりませんので、市の中に懲戒審査会というのがございまして、そちらのほうに私を含めて水道局関係職員、どの程度が適切かという諮問をいたしまして、その回答として結果が出たわ

けでございますが、ほぼそれに基づいて今回の処分を行ったということ
でございます。

高松秀樹委員 公営企業ですけど、市長部局側の懲戒審査会に諮問したという
ことですが、今後不祥事等が起こった場合は同じような取扱いをされる
ということですか。水道局の中にこういう機関を設けるものではなくて
市長部局に頼って諮問するということですか。

今本水道事業管理者 懲戒審査会は市の全ての組織の懲戒を対処しております
ので、水道局のそういった事案についても懲戒審査会で審査をするとい
う形になろうかと思えます。

高松秀樹委員 確認ですけど、ということは懲戒審査会が今回の事案について
は局長については1か月、10分の1、下2人については文書訓告が適
当であるという答申を出してきたってということですよ。

今本水道事業管理者 そのとおりでございます。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。採決に移
ります。議案第92号山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改
正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第92号は可決すべき
ものと決しました。それでは続けて参ります。次に審査番号4番、議案
第95号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に
ついて説明を求めます。

原田水道局副局長 議案第95号、第96号は、山陽小野田市水道事業給水条

例の一部改正及び山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正であります。条例の改正内容につきましては、給水条例、設置条例の条文から簡易水道に関する部分の削除及び設置条例の別表を改正するものであります。条例改正の理由といたしましては、市内にある鋳物師屋、西山地区と平原、片尾畑上地区の2か所にある簡易水道の水源である井戸の水量不足や井戸水の揚水量が増加したとき等に水質が悪化すること等を解消することを目的に、令和3年度より簡易水道を上水道に統合するためであります。鋳物師屋・西山地区につきましては、上水道の給水区域末端に位置する配水管に加圧ポンプ施設を建設し、そこから既設配水池まで口径7ミリを延長932メートルの送水管を布設して、3月下旬を目途に上水道の給水区域に統合する工事を完成する予定としております。この事業費につきましては、企業債を活用し、償還は一般会計からの繰入れで対応することとしております。平原、片尾畑上地区につきましては、既に上水道の給水区域から災害対策として水道管が接続されており、これを活用することができますので、工事は不要となっております。以上、簡単ではございますが、議案第95号、第96号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 今ありましたように95号、96号は関連しておりますので、一緒に審査をしていきたいと思っております。設置等に関するということ説明96号のほう具体的な内容もあろうかと思っておりますけど、質疑を求めます。

岡山明委員 今回、簡易水道が廃止ということでなぜこの時期かということ、来年でも再来年でもいいんじゃないか、広域する前でもいいんじゃないかと、そういう話も出ているんですけど、それでなぜ今なんだというその辺の理由を確認したい。

原田水道局副局長 これにつきましてはこの第二次総合計画を策定したときに

も簡易水道の状況は既に分かっておりまして、今後、水量の減少とそれに伴う水質の悪化も進んでいくということは予測をされておりました。できるだけ早期に取り組まないといけないということで、この3月の予算審議のときも岡山委員から広域の関連で早く工事をされるんじゃないかということをお聞きになられたと思うんですけど、タイミング的にできるだけ水道事業一つという形で双方が広域に伴ってということが望ましいということで、早めに統合したいということはお話をさせていただいたと思います。

中村博行委員長 前回のときにある程度の説明を頂いていますよね。

岡山明委員 広域が予定どおりいくと令和4年ぐらいという状況みたいですから、令和4年までには解消すると。山陽小野田市の水道局としては広域化する中で簡易水道は足手まといと。そういう状況の中で今回も一気にやろうという形でいいですか。

原田水道局副局長 簡易水道のほうも水道事業として安全な水の安定供給というのが一番の使命でございまして、水源の枯渇とか水質の悪化が今後予想されるということであれば、できるだけ早く安全安定的な給水を保障できる形にしたいということで、広域もございまして、住民の皆さんのために早くそういう問題を解消したいということでございます。

岡山明委員 住民の方々の安心安全の担保を取ったということですね。

中村博行委員長 簡易水道は従来的一般会計との関連がありましたよね。今度全部上水に統合されるということであるので、一般会計との関わりというのはどういうふうになりますか。

原田水道局副局長 簡易水道の事業につきましては、本来は地方公営企業が運営するのではなくして、市長部局の環境の関係部署がやるべきところで

ございます。これは合併前の旧山陽町時代、山陽町の水道課のほうで簡易水道事業の管理等をされていらっしやったということで、それを合併後の水道局が引き継いでやっているという形です。どうしても簡易水道というのは、費用対効果という意味では採算が取れないという事業になりますので、その不足する部分については市長部局から繰入れをいただいていたということでございます。この度、この水道事業に統合することによって簡易水道のほうの水質とか水量は安定しますが、費用の不足は今後も生じます。その費用の不足を今後も市長部局のほうに請求するというのはなかなか難しいということで統合をするための工事費を全て市長部局から頂くということで市長部局と協議が整いましたので、そういう形にさせていただいたということでございます。

中村博行委員長 この対象戸数は何戸ですか。

原田水道局副局長 令和元年実績で見ますと、鑄物師屋西山地区は、給水戸数が40戸で給水人口が73人でございます。それから平原・片尾畑地区は、給水戸数が28戸で給水人口が49人でございます。

中村博行委員長 採決は1件ずつ行きますけども、第95号に対して討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、95号について採決をいたします。議案第95号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第95号は可決すべきものと決しました。続けて議案第96号について討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）採決に移ります。議案第96号山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第96号は可決すべきものと決めます。続けて参りましょう。次に議案第97号令和元年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明してください。

原田水道局副局長 議案第97号令和元年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。先ほど御審議いただきました、令和元年度水道事業会計決算によって生じた、当年度未処分利益剰余金3億2,293万3,965円の処分につきましては、議案書添付の剰余金処分計算書(案)に記載のとおりです。まず、未処分利益剰余金のうち1億5,088万839円は裏付けとなる現金が会計内にありませんので、資本金に組み入れることとします。残る1億7,205万3,126円は、建設改良積立金に積み立てることとします。以上、簡単ではございますが、令和元年度の水道事業会計利益処分案の説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

中村博行委員長 説明は終わりましたので質疑を求めます。(「なし」と呼ぶ者あり) ないようですので討論はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは採決に移ります。議案第97号令和元年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第97号は可決すべきものと決しました。それでは続けて審査番号7番、議案第98号令和元年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明を求めます。

原田水道局副局長 議案第98号令和元年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。先ほど御審議いただきました、令和元年度工業用水道事業会計決算によって生じた、当年度未処分利益剰余金9,887万2,013円の処分につきましては、議案書添付の剰余金処分計算書(案)に記載のとおりです。まず、未処分利益剰余金のうち276万9,492円は、裏付けとなる現金が会計内にありませんので、資本金に組み入れることとします。残る9,610万2,521円は、建設改良積立金に積み立てることとします。以上、簡単ではございますが令和元年度の工業用水道事業会計利益処分の説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。(「なし」と呼ぶ者あり) ないようですので、討論はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 採決に移ります。議案第98号令和元年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第98号は可決すべきものと決しました。以上で午前中の審査を終わります。午後は13時から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午前11時45分 休憩

午後1時 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして午後の委員会を続けます。それでは審査番号10番、議案第84号令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について執行部の説明を求めます。

桶谷公営競技事務所長 それでは議案第84号、令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。また、お手元に決算の参考資料をお配りしております。本日の審査の参考にしていただければと存じます。なお、参考資料につきましては、先の5月臨時会、繰上充用の議案で御説明した内容と同じものになります。最初にこれらの資料を用いて、決算の全体像について、簡潔にそして5月臨時会の御説明とは別の視点も交えながら御説明させていただき、その後に決算書に基づき詳しい御説明をさせていただきたいと存じます。まず資料1をお願いします。こちらの資料は令和元年度の各場の売上状況でございます。各場、数値が3段書きとなっておりますが、中段の数値は売上の構成比になり、下段の数値が対前年度比になります。まず、表、中ほど下の黄色で色塗りしたその下の合計欄ですが、5場全体の売上合計になります。平成30年度に続き、700億円の大台を超え、738億9,166万6,800円となり、対前年度比104.9%となっております。山陽場ですが、黄色で色塗りしている欄になります。まず、左端の開催日ですが、上段が令和元年度の開催日数で65日となっております。下段が平成30年度の開催日数で55日ですので、10日の増加となっております。この65日の内訳ですが、まず、昼間のレースですが、昨年の9月に開催しました特別GIプレミアムカップが台風で1日中止となりましたので、予定の48日が1日減の47日となりました。一方、令和元年度から本格的に開催を始めましたミッドナイトレースですが、18日の開催となりました。平成30年度の試行開催が7日でしたので、11日の増加となりました。続きまして、総車券売上額ですが、115億2,493万1,400円、対前年度比123.1%と大きく伸び、2年連続で前年度の売上額を上回りました。総売上額が100億円を超えるのは、平成21年度以来10年ぶりとなります。山陽オートレース場では、令和元年度に初めて女子選手が配属されましたので、これを機に、選手宿舎を改築し、女子選手専用の部屋を整備したところです。こうした中、2月に行いました若獅子杯では、11人の女子レーサー参加の下、初日の第12レースでは、ガールズ戦を実施し、好評を博したと

ころです。おかげさまで、GⅡのレースとしては、ここ数年では珍しく、10億円以上の売上を記録することができました。また、全てのレースを通じて、第4レースと第8レースの発売中に選手の走行練習時間を設け、その様子をお客様にも見ていただくようにしました。10台前後の競走車が一斉に走行練習する風景は迫力があり、お客様にも楽しんでいただいているところです。一方、重勝式「当たるんです」は、下期から、ミッドナイト7車立のレースを対象としたことや、スマートフォンでのアプリを開発、導入したことなどにより、対前年度比207.4%と続伸し、車券の発売としては、黎明期から成長期へと大きく発展しました。今後も、委託先業者と連携して魅力あるレースやイベント等を企画し、臨場感あふれるレースの醍醐味を発信してまいりたいと考えています。資料1につきましては、以上でございます。続きまして、資料2をお願いします。こちらの資料は、ミッドナイトレースのみを抜き出して作成した資料になります。先ほどの資料1の内数となります。ミッドナイトレースは令和元年度から本格開催となりました。初年度の令和元年度は、18日の開催で、総車券売上額は13億8,688万5,800円。1日平均でおよそ7,700万円となりました。ミッドナイトレースは、お客さんを入れずにネット投票のみを行うレースですが、この資料の中で本場売上額と専用場外の欄に数字が計上されています。これは、ミッドナイトレースの前売発売を行っているものです。本場では、早朝外向発売所におきまして、7時20分から15時まで、そして、開門後は、場内の投票所で昼間の場外発売最終レースの発売締切りまで発売しています。これは、既存の資源を最大限活用しながら、ミッドナイトレースの売上向上を目指すもので、昼間のレース売上との相乗効果も期待するものです。続きまして、資料3をお願いします。こちらの資料は、各種の決算数値をまとめたものになります。資料の左側に付しています番号に沿いまして御説明いたします。まず1ですが、形式収支に、繰越財源も加味して繰上充用することとなりますので、12億2,281万8,277円が、令和元年度末での累積赤字額となります。続きまして、2は令和元年度の単年度収支になりますが、3,074万1,026円の

黒字となりました。続きまして、3は累積の赤字額になります。1と同じ数値となりますが、こちらは、前年度からどれだけ累積赤字額が減っているのかに着目した計算になります。続きまして、4はリース料関係になります。令和元年度末のリース料の残額は、5億3,699万4,554円となります。なお、リース料の完済時期は、令和8年度となっています。続きまして、5は累積赤字額とリース料残額の2つの債務が前年度からどれだけ減っているのかに着目した数値になります。数値は、上記の3と4を合算したものとなります。右端に付していますアルファベットAの1億745万4,026円が令和元年度の2つの債務解消額になり、その下の17億5,981万2,831円が令和元年度末の2つの債務残額となります。続きまして、6と7は基金の保有状況になります。6が施設改善基金、7が財政調整基金になります。両基金の増減額となりますBとCを合算した下から2行目の3,785万3,040円が、令和元年度に増額となった基金の総額となります。この金額に、先のA1億745万4,026円を加えた一番下の金額1億4,530万7,066円が令和元年度の基金も含めた実質収支改善額になります。令和元年度につきましても、皆様の御理解を頂きながら、単年度収支におきまして黒字、さらには基金へも一定額を積み立てることができました。こうしたことも踏まえまして、昨年度より実質収支改善額という表現を用いさせていただいております。資料3につきましても、以上でございます。続きまして、資料4をお願いします。こちらの資料は、小型自動車競走事業特別会計をその性質により大きく4つにグループ分けをし、それぞれの収支がどうであるかを仕分けた表になります。資料の左側に付しています番号に沿いまして御説明いたします。まず、1は小型自動車競走事業の根幹を成す開催に係る収支であり、この部分が包括的民間委託に関わる収支となります。歳入は、①の本場開催発売金70億8,348万5,500円、場外事務協力費2億9,747万8,299円などを合計した74億1,776万2,116円となります。歳出は、まず、②の義務的経費は、払戻金、JK A交付金で、茶色でマーカした数値50億9,447万2,328円となります。続きまして、

③の開催経費は、賞典費や赤色でマーカーしています市の収益保証4, 849万7, 628円などを合計した黄色でマーカーした数値19億994万7, 514円となります。なお、その他開催経費は、インターネット投票業務委託料や競走会業務委託料などになります。続きまして、⑤の包括的民間委託料は、4億1, 334万2, 274円となりました。歳出もこれらを合計した74億1, 776万2, 116円となります。続きまして、2は開催以外に係る収支になります。⑦の項目の中に赤色でマーカーしています収益保証4, 849万7, 628円は、同じく赤色でマーカーしています⑧の項目の地域公益事業1, 030万305円と主に人件費であります固有経費3, 389万1, 833円に充当されます。なお、この表では明記されていませんが、充当された残りの残額が430万5, 490円でございます。これが包括的民間委託により解消できた累積債務の額となります。続きまして、3は重勝式に係る収支になります。歳入は、⑩重勝式発売金の31億1, 728万6, 000円になります。歳出は、⑪の義務的経費であります重勝式払戻金とJK A交付金、⑫の開催経費であります川口他開催場への負担金、全動協への拠出金、⑬の日本写真判定(株)への発売業務委託料、そして⑭の施設改善基金への積立の合計30億1, 469万6, 272円になります。この重勝式に係る収支は、1億258万9, 728円となり、これも累積債務の解消額に充てられます。最後、4はミッドナイトレースに係る収支になります。歳入は、⑯勝車投票券発売金13億9, 195万2, 400円など合計で、13億9, 316万1, 990円になります。歳出は、1の開催に係る収支と同じく、義務的経費や開催経費となり、これら経費に加えまして、2つの基金への積立金も計上しています。なお、⑰の開催経費のその他開催経費の中には、照明設備の委託料4, 992万7, 889円も含まれています。その結果、ミッドナイトレースに係る収支は、55万8, 808円となり、これも累積債務の解消額に充てられます。これら4つのグループの収支を整理し、まとめたものが表の一番下になります。先ほど資料3で御説明した内容と同じものになりますので、説明は割愛させていただきます。続きまして、決算書の御説明

に移ります。ただいまの説明と重複する内容もございますが、御了承いただきたく存じます。まず、決算書の47ページをお願いします。歳入歳出決算総括表でございます。予算現額136億8,979万7,000円に対しまして、歳入額は119億8,912万7,894円となり、予算の執行率は87.6%となっています。一方、歳出額は131億6,530万4,531円となり、予算の執行率は96.2%となっています。差引き形式収支は11億7,617万6,637円の赤字となりました。翌年度へ繰越すべき財源は4,664万1,640円となり、差引き12億2,281万8,277円が不足額となります。この不足額につきましては、令和2年度の歳入を繰り上げてこれに充てております。続きまして、歳入から詳しく御説明いたします。決算書の394、395ページをお願いします。1款競走事業収入は全体で、119億2,701万5,875円となりました。内訳として、1項事業収入は、116億325万6,700円となりました。1目入場料収入は、特別席入場料で、231万2,500円となりました。続きまして、2目勝車投票券発売収入は、山陽の本場電話投票、それから川口場などの場間場外、サテライトでオートレースの発売をしている専用場外、オッズパークなどの民間ポータルでの発売収入、さらに重勝式に係る発売収入を合計したもので、115億9,272万3,900円となりました。このうち、通常開催に係る発売収入が84億7,543万7,900円、重勝式の発売収入が31億1,728万6,000円となりました。これから、歳出の402、403ページの中段に計上しています4目勝車投票券返還金6,779万2,500円を差し引いた115億2,493万1,400円が、通常開催と重勝式の売上げとなります。そして、この数値が、先ほどの資料1の売上額と一致することになります。なお、通常開催のみの売上額は、84億5,307万9,400円で、重勝式の売上額は、30億7,185万2,000円となりました。続きまして、3目勝車投票券発売副収入は、822万300円となりました。続きまして、2項事業外収入は、3億1,969万2,887円となりました。主なものは、場外発売事務協力収入2億9,747万8,299

円、選手会部品庫会計貸付金返戻金1,500万円となりました。続きまして、3項財産収入は、406万6,288円となりました。財産収入の主なものは、1目の財産運用収入で406万460円となりました。続きまして、2款繰入金は、山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金6,211万1,960円となりました。これは、後に歳出で御説明いたしますスタンド改修に伴う設計委託料等に充当するために繰り入れたものです。続きまして、3款諸収入は預金利子が59円となりました。以上、歳入合計は、119億8,912万7,894円となりました。続きまして、歳出の説明に移ります。398、399ページをお願いします。1款競走事業費は全体で、119億1,174万5,228円となりました。内訳として、1項総務管理費は1億3,809万2,880円となりました。まず、公営競技事務所の職員人件費として、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節の職員福祉費の合計で、3,641万1,234円となりました。また、25節積立金は小型自動車競走事業財政調整基金積立金130万2,000円、山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金は9,866万3,000円となりました。なお、これら2つの基金の保有状況は、309ページをお願いします。表の中ほどやや下になります。山陽小型自動車競走場施設改善基金の現在高は、表の一番右端になり、5億1,335万2,122円となりました。その下、小型自動車競走事業財政調整基金の現在高は同じく表の一番右端になり、1億1,726万7,174円となりました。続きまして、再度、398、399ページにお戻りいただきまして、2項事業費は117億7,365万2,348円となりました。内訳として、1目事業費は30億2,933万4,233円で、主なものは、山陽場の場外発売を他場にお願ひした際の他場の人件費として、3節職員手当等294万7,123円、4節共済費318万387円、7節賃金2,539万9,313円となりました。続きまして、8節報償費100万円は選手会に支出したものです。ミッドナイトレースを開催するに当たり、照明設備調整のために、選手の皆さんには、何度となく模擬レース等を行っていただきました。その際の報償費になります。続きまして、11

節需用費 2 9 5 万 1, 8 4 3 円の主なものは、ミッドナイトレース用の照明設備の自家用発電機の燃料費 2 8 6 万 7, 4 5 5 円などになります。続きまして、1 2 節役務費 2, 2 5 6 万 7, 8 0 8 円の主なものは、4 0 0、4 0 1 ページをお願いします。競走車運搬費 2, 0 9 7 万 8, 4 5 0 円、銀行業務手数料 1 2 4 万 6, 0 8 0 円となっています。続きまして、1 3 節委託料 1 7 億 9, 6 4 0 万 5, 2 6 3 円の主なものは、重勝式に係る発売業務委託料は、3 億 7, 3 0 9 万 1, 8 0 2 円、包括的民間委託料は 4 億 1, 3 3 4 万 2, 2 7 4 円となりました。場外発売運営委託料ですが、これは、山陽場が管理施行となっているオートレース宇部とオートレース笠岡の専用場外に係る発売運営委託料で 9, 7 7 1 万 1, 5 7 0 円となりました。競走会業務委託料は、2 億 5, 9 2 8 万 2, 9 9 1 円、インターネット投票業務委託料は 4 億 7, 3 5 4 万 4, 3 1 9 円となりました。続きまして、1 4 節使用料及び賃借料 1 億 1, 8 2 9 万 2, 1 3 4 円の主なものは、リース料返済の 7, 6 7 1 万 3, 0 0 0 円となります。続きまして、1 9 節負担金補助及び交付金は 1 0 億 5, 3 7 0 万 4, 6 2 0 円となりました。主なものは、J K A 交付金が 1 億 9, 8 1 8 万 5, 4 6 9 円。特別拠出金ですが、これは、重勝式の売上げから全国小型自動車競走施行者協議会に拠出する特別拠出金で、2 億 8, 7 7 6 万 2, 7 0 2 円となりました。続きまして、場外発売事務協力費ですが、これは山陽場の場外発売を他場にお問い合わせの際の場外発売事務協力費で、4 億 4, 8 1 4 万 7, 8 0 9 円となりました。続きまして、4 0 2、4 0 3 ページをお願いします。2 目賞典費は、選手賞金 5 億 6, 7 8 7 万 8, 7 0 3 円となりました。続きまして、3 目勝車投票券払戻金は重勝式分も含めまして、8 0 億 6, 4 0 0 万 6, 7 9 0 円となりました。内訳は備考欄にございますとおり、上段の通常開催に係る払戻金が 5 9 億 1, 3 7 1 万 3 9 0 円、下段の重勝式に係る払戻金が 2 1 億 5, 0 2 9 万 6, 4 0 0 円となりました。続きまして、4 目勝車投票券返還金は、こちらも重勝式分も含めて 6, 7 7 9 万 2, 5 0 0 円となりました。返還金が発生した大きなレースは、8 月 6 日に台風により第 3 レースを不成立とし、第 4 レース以降を中止としたものなどが

挙げられます。続きまして、5目公営競技対策費1,500万円は、選手会部品庫会計貸付金であります。続きまして、6目施設改善費は、オートレース場の施設改善事業と地域公益事業になります。まず、オートレース場の施設改善事業ですが、ミッドナイトレース開催のために必要となる施設改修として、11節需用費の修繕料のうち147万円と15節工事請負費のうち359万9,497円となります。また、13節委託料は、スタンド改修に係る設計等の委託料となります。内訳は備考欄にございますとおり、上段の測量調査委託料が225万600円、中段の地質調査委託料が621万9,720円、下段の設計委託料が580万円となりました。続きまして、地域公益事業ですが、令和元年度は9事業実施しており、合計決算額は1,030万305円となりました。個別の事業名と決算額を御説明します。柔剣道場整備事業が251万6,400円。みつば園車庫改修事業が96万5,580円。本山福社会館改修事業が71万2,800円。竜王中学校放送設備更新事業が147万2,900円。厚狭小学校電話設備更新事業が67万5,000円。中央図書館自動ドア修繕事業が89万5,400円。石丸総合館整備事業が115万7,575円。のぞみ園トイレ増設事業が124万4,650円。最後に、オートレース選手宿舍施設整備事業が66万円。これは、山陽オートレース場をまちづくりの一環として、日本パラサイクリング連盟の練習場所として活用いただいておりますが、障がい者アスリートに快適な練習環境を提供するため選手宿舍内の集会室の畳を新調したものです。最後に、404、405ページをお願いします。4款前年度繰上充用金ですが、これは、平成30年度末の累積赤字であります12億5,355万9,303円であります。以上、歳出合計は、131億6,530万4,531円となりました。以上で決算関係の説明を終了いたします。これまでのお客様、そして、これからのお客様に御愛顧いただけるよう、今後も職員一丸となり全力で取り組んでまいります。御審査のほどよろしく願いいたします。

中村博行委員長 大変親切なっていうか丁寧な説明いただきました。基本的に

30分で5分休憩ということでもう既に40分たっております。気が付いたところをお願いしたいんですが、地域公益事業ですよ。あれはこっち側に皆書いてあるんよね。これを個別にトータルで書いてあるわけでこれに個別の数字を入れてもらったなら今の説明はいいかと思うんですよ。予算書も丁寧に説明しすぎと思うぐらい丁寧にさせていただきました。もうちょっと簡潔にやっていただければ。委員は皆これ全部熟読してこの場におりますので、もうちょっと簡潔にされても結構かと思えます。それは気づきですけど、40分たちましたのでここで45分まで一旦休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時45分 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。それでは非常に丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。それではまず資料のほうから質疑に入りたいと思います。資料1から質問してください。

森山喜久委員 対前年比費123%で総売上げがかなり伸びたとなっているんですけど、その辺りはとりわけ重勝式と民間ポータルの関係ミッドナイトが伸びているのかなと。この辺の今後の見通し例えばミッドナイトレースでいえば開催日数が増えるとか状況が情報としてもしあれば、それをちょっと教えてもらえますか。

長村公営競技事務所主任主事 ミッドナイトにつきましては本年度は4月に3日間中止しましたが、予定では43日ということで今後もできるところまでは増やしていきたいなという見込みでございます。重勝式に関しましては発売日数は同じでございます。

森山喜久委員 ミッドナイトが特に今から伸びる可能性もあるということで、重勝式の成立件数を教えてください。

長村公営競技事務所主任主事 重勝式に関しましては令和元年度につきまして下期からミッドナイトの7車立てにしたことによりましてかなり成立数が増えてまいりました。ミニ、メガ、ギガの3種類あるんですけども、ミニの成立数が1,661回、メガが8回でございます。ギガにつきましてはゼロ回でございます。

森山喜久委員 ちなみに会員数はどうなっていますか。増えていますか。

村上公営競技事務所主任主事 重勝式の会員数なんですけれども、令和2年の7月末現在で20万4,367人となっております。

森山喜久委員 昨年度からどれぐらい増えたかっていうのはわかりますか。1年前でもいいですけど。

村上公営競技事務所主任主事 平成30年度末と比べまして令和元年度末なんですけれども、伸び数で言いますと9万6,265人増えております。

中村博行委員長 この伸びる傾向としてまだ伸びそうなのか大体頭打ちになったのかというのがありますか。

桶谷公営競技事務所長 現在会員数のほうが急速に伸びておりまして、とりわけ30代、40代の男性のお客様をコア層として現在伸びている状況でございます。例えば、今までは宝くじを購入されていたお客様がこちらのほうに移行されている、そういった傾向も見られております。ある程度飽和状態になりつつあるのかなという印象は持っております。

中村博行委員長 公営競技そのものはボートが相当な伸びと聞いていますし、

コロナの関係で無観客でありながら競馬のほうも全然落ちてないという状況があるので、伸びの傾向というのはコロナの影響というのはあるんですか。その分析はされてないですか。3月以降からキューっと伸びたとか。

桶谷公営競技事務所長 販売の委託会社とは毎月1回のペースでそれぞれ細かい打合せをいたしております。コロナの関係に特化して売上げがどうであったかという細かい分析までには至っておりません。

森山喜久委員 ミッドナイトの関係と報償費の関係を絡めてなんですけど、ミッドナイトを開催したときに照明の光や音がある。先ほど報償費100万円を払って選手の方々に協力していただいて、レース形式で照明の角度とかを調整しているっていう話をされたんですけど、実際外に漏れることとか近隣の住民から苦情とか走る選手のほうから、ここが見えにくいとかいうふうな話とかは一切ないということでしょうか。

桶谷公営競技事務所長 ただいまいただきました照明環境の御質問でございます。まず前段いただきました、光が外に漏れてないかという御質問でございますが、これにつきましては調整に調整を重ねまして現在外に光が漏れているという苦情は入っておりません。続きまして後段の選手のほうはどうだろうかという御質問でございますが、選手のほうとは毎レースごとに打ち合わせをしまして、そのときの天候に合わせてながら照明の輝度を変えるとか細かい調整をしております。選手の方々にはよりよい照明環境の下で走っていただいている状況です。

中村博行委員長 ミッドナイトにS級選手でどうしても来ないっていう選手はいますか。一時期暗いレースで賞金は安いということでS級の選手があっせんを拒否したのか、はなから辞退してきたのか分からないんですけど、そういうケースっていうのはいまだに起こっていますか。

桶谷公営競技事務所長 現在基本的にはそのような状況はないと認識しています。昨日までミッドナイトレースを行っておりますが、S級の選手も十分走っていただいております。

中村博行委員長 ミッドナイトはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは資料3。

岡山明委員 ミッドの分で車券の発売はオフィシャルと民間で差がありますよね。この差はCMとか結構流れているという状況でオフィシャルのほうとしてはCMはないですね。その辺は日写のほうからCMをするとか、発売に意欲を持って進められるようなことで、ここの差がついているかどうか確認したいんです。

長村公営競技事務所主任主事 御質問いただきましたCMに関しましては、CS放送とかネットで公式のサイトでもCMをさせていただいている状況です。公式と民間ポータルサイトの数字の差につきましては、業界全体で持っている公式電話投票は市中銀行とかも含めまして、夜間で一部決済ができない時間帯の調整等をしている部分がございますので、民間ポータルは今のところ銀行決済が充実しているのも、その辺の絡みがこの数字に出ているのかなというふうに認識しております。

岡山明委員 民間ポータル会社は24時間の対応ができると、オフィシャルの分はできないと。その辺は違いがあるんですか。

長村公営競技事務所主任主事 時間帯で違いがございますので、いわゆる全体のシステム改修をするときにその課題を解決しようということで今動いております。

森山喜久委員 この資料の文字のことで7番の財政調整基金の下段のところは令和元年度末だと思います。あと4番でリース料のところでは先ほどの説

明の中で令和8年度でリース料完済というふうな話だったと思うんですよ。昨年の説明だったら完全に返済されるのは令和17年前後にはという昨年の答弁があったと思うんですが、今年の見込みもそんな感じなんですかね。債務が完全に解消される予定年数は見込みが分かれば教えてもらえますか。

長村公営競技事務所主任主事 大変申し訳ございません。資料3の7番目の末尾は、平成30年度末は間違いでございまして正しくは令和元年度末残額でございます。大変失礼いたしました。それから二つ目の御質問なんですけれども、リース料につきましては予定どおり令和8年度末の完済ということで全体の累積債務全てに関しましては令和17年度ということで認識しておるんですけれども、平成31年の3月議会で御提出させていただいた計画でいきますと、令和元年度末の全体の債務残額が17億7,000万円ということで、ほぼその数字どおりに来ているのかなと認識しております。

中村博行委員長 売上げがミッドを含めて非常に好調であるということで、5番の累積債務残が17億5,000万円ですけど、これを目に見えて減らすような、例えば基金を積むのを抑えるとか、あるいは事業を縮小するとかというものの考えがあればお願いしたいと思うんですけど。

桶谷公営競技事務所長 ただいま頂きました御質問でございますが、今後大がかりなスタンド改修を控えておりますので、まずこれらの財源を確保していきながら、一方で確実に累積債務を減らしていくというこの二つの大きな課題をクリアする必要があると思っています。そうした課題をクリアするためにはここ一、二年用いています、一定額を基金に積み立てながら単年度収支でも黒を出しながら累積赤字を減らしていくという手法が一番賢明であろうと思っています。

中村博行委員長 そうしたら、資料4の全体的な数字ですが。

森山喜久委員 包括的民間委託の関係なんですけれど、昨年の実績よりも包括的民間委託料は5,000万円ぐらい安くなっているのかなっていうふうに思っているんですが、相手方のところもあるんですけども、5,000万円減額されたら相手のほうもかなり痛手になっている状況と思うんですよね。売上げが伸びている反面、包括的民間委託の金額は下がってというふうな話になったというのはどうなのかなと。お互いがよりよい環境になるっていう必要があるとは思いませんか。この辺どうなんでしょうか。

長村公営競技事務所主任主事 頂いた御質問でいきますと令和元年度と平成30年度を比較しまして包括的民間委託で出しているその枠、重勝式ミッドナイトを除いた部分でいきますと、平成30年度が約74億円の売上げに対しまして、令和元年度約70億6,000万円と売上げが3億5,000万円ほど下がっている状況でございます。御指摘いただいたように、日本写真判定と市とで決算を見込みながら協議していったって、お互いがいいような形でいこうというところでお話はさせていただいております。

森山喜久委員 包括的民間委託の関係で言えば実際のところ減少になっているけど、あと重勝式とミッドナイトの分の委託料、そういった形でお互いのところは納得できるような数字でいっているというふうな理解でよろしいでしょうか。

長村公営競技事務所主任主事 一応別の契約になっていますので、包括に関しては結果からそういう協議をさせていただいたということで、重勝式とミッドとは切り分けて考えたいと思います。

中村博行委員長 要は日写といい関係が継続して保てているということですね。

高松秀樹委員 日本写真判定への支出の合計額は幾らになっていますか。

村上公営競技事務所主任主事 約8億7,000万円となっております。

高松秀樹委員 資料を読んでも、包括的民間委託料4億数千万円と重勝式の発売業務委託料3億7,000万円とあとはどこの部分を足し算したらいいですか。

村上公営競技事務所主任主事 資料4には載っていないんですけども、決算書の備考欄に載せてある部分になってきます。具体的な内容としましては、選手の宿舍の管理の委託料とCSの放送の業務の委託料を足した金額が更に上乘せとなっております。

高松秀樹委員 ミッドナイトの収支のところではその他開催経費で3億3,000万円が挙がっているんですが、そのうちの照明設備は4,400万円程度という説明だったと思っているんですが、そのほかの約3億円というのが大きいところの説明があればお願いします。

村上公営競技事務所主任主事 競走会への業務の委託料とインターネットの投票の業務委託料が主なものとなっております。

恒松恵子委員 本場開催がされていないので、今後入場料収入とか食堂や売店の減収が見込まれると思うんですけども、売店の減収についての補填とかの協議、またお考えがありましたら教えてください。

村上公営競技事務所主任主事 無観客で行っていた時期なんですけれども、具体的に言いますと、今年の3月から6月につきましては、食堂に対する家賃の免除といった形で、その期間については家賃をゼロ円とさせていただいております。

中村博行委員長 それ以上のものはないよね。

村上公営競技事務所主任主事 現在のところはないです。

恒松恵子委員 売店の売上げの割合収入というのはもともと掛かってなかった
と書いていいんですか。

桶谷公営競技事務所長 そのような計算式にはなっておりません。

藤岡修美副委員長 スタンド改修の設計委託進行状況というか、どの程度進ん
でいますか。

桶谷公営競技事務所長 スタンド改修の設計業務につきましては、先の3月議
会で繰越明許の議案の議決を頂きましたので、現在繰り越しをしてそれ
らの業務を行っている状況でございます。現在一番問題になっておりま
すのは、電気関係になります、競技系、発売系、それからCS放送など
それぞれ専門的な系統がございますので、まずは現状がどうなっている
のかという調査をしている状況です。実は今日もレース場を全館停電に
いたしまして、そういった細かいところの確認作業等を行っている状況
です。

藤岡修美副委員長 スタンドなんですけど、コロナ対応で例えば席の配置を広
くするとかその辺の配慮はできているんですか。

桶谷公営競技事務所長 今後そういった協議が出てきますが、現在はそういっ
た細かいテーブルの位置関係の議論までは入っておりません。

森山喜久委員 コロナ関係で質問をさせてもらいたいですけれど、要は選手、
先ほど宿舍管理のほうとかの部分もあるんでしょうけど、そういった消
毒の関係とか、選手に対するケア、無観客という形で入れないって話に
なっていますけれど、選手に対する状況はどうなっているのか、包括的
民間委託がしている範囲であれば分からないかもしれませんが、もし

分かる範囲であれば教えてもらえますか。（「議案と関係ないので決算関係でお願いします。」と呼ぶ者あり。）

宮本政志委員 さっきのスタンド改修は、走路改修は入ってないんですよね。あくまでスタンドだけですよね。走路改修はたしか直近で5年ぐらい前にやっているんですかね。平成27年9月くらい。

桶谷公営競技事務所長 スタンド改修と走路改修は分けて考えております。走路改修につきましては、これまでオートレース場ができて11回ほど大掛かりな走路改修を行っております。直近で言いますと先ほど委員が言われたように平成27年のたしか10月に走路改修をいたしております。

宮本政志委員 たしか基盤改修とオーバーレイがあったと思うんですけど、大体次は何年後というか何年に1回ぐらいするものですか。結構費用が掛かりますよね。

桶谷公営競技事務所長 走路で一番重要になる要素はやはり透水性と平坦性、この2つになります。それらは詳細に確認をしていながら維持管理をしているところでございます。ただ、やはり数年に一度は大掛かりな走路改修が必要となってまいりますので、それらの資金手当ても含めて現在計画を練っているところでございます。現在の予定では令和4年度前後を計画をしております。スタンド改修を行うに当たりましてどうしても営業できない日というのが出てまいりますので、営業ができないときに併せて走路改修も一緒にできたらと思っております。

岡山明委員 ミッドナイトをやっていますよね。ミッドナイトをしていて走路の使用機会は増えている状況で、走路の寿命が7年くらいと。そういう状況の中でミッドナイトは年間18日とかやっていく状況になれば、選手の安全面の部分で一番大事な部分と思うんですが、選手の安全性を考

えた意味で早期の対応を取らないと、もしかしたらミッドナイトで事故の可能性も出てくるだろうと思っているんですけど、早期の対応取られたほうがいいんじゃないかと思うんですけどどうですか。

長村公営競技事務所主任主事 先ほど宮本委員から御指摘いただいた御質問にも関連するかと思うんですけども、オーバーレイとその基盤改修がございまして、いわゆるオーバーレイ工事は表層工事になりますので、大体その施工から5年後をめどに工事を行います。基盤改修は約七、八年がめどでして、これは基本的にオートレース業界5場全体が同じような認識を持っております。山陽場がミッドナイトを始めて日数が増えたんですけれども、他場では120日とか年間やっている中でその年数ということになっておりまして、平成27年度に実施していて令和4年度は正に7年目、8年目という認識でございます。

中村博行委員長 5年というのは目安なんよね。山陽場も昔は120日ぐらいだったわけですよ。5年やから今回ミッドが増えたってそんなに変わりませんということです。場によって日数が多いところとそうでないとかあるから一つの目安として考えられるでしょう。走路の状況を見てということね。基本的にはそうですね。

岡山明委員 地域公益事業の部分の資料4を見るとどこにその部分がありますか。金額をもう一度お願いしたいんですが。

村上公営競技事務所主任主事 金額なんですけれども、2番の開催以外に係る収支に書いてあるんですが、1,030万305円となっております。

岡山明委員 この金額は1,000万円ですね。昨年1,500万円だったですよ。前年度決算は1,500万円です。今回1,000万円という状況だと思うんですけど。昨年1,500万円じゃなかったですか。

村上公営競技事務所主任主事 入札を行った結果の入札減といった形でその金額ほど下がった形になります。

中村博行委員長 今年度の当初予算のとき1,500万円だったでしょ。昨年はどうやったですか。

村上公営競技事務所主任主事 昨年度の予算は1,500万円です。

岡山明委員 最終的に今年は1,000万円と下がっている。売上げを見たら前年度よりは上がっているでしょう。ミッドナイトの照明とかで地域住民に負担が掛かっていると私は思います。あそこは何回か行きますけどやっぱり明るくて夜間とか地域住民に負担が掛かっている状況です。地域に貢献すると報告書の中に載っているけど、金額が下がっている事態が非常に問題があると思うんですけど。本来予算書で問わないといけないんでしょうけど。これは売上げの比率で考えてもいいんじゃないかと思うんですけど。

中村博行委員長 これおたくのテリトリーじゃないんじゃない。企画の関係やろ。

古川副市長 予算は昨年度、今年度1,500万円ということでございますが、昨年度予算1,500万円を取って当初に計画した事業につきまして、入札等々を行った結果が1,000万円強ということでございまして、当時の計画した事業は全て実施されておるといふふうに理解しております。また今年度も同じ金額の1,500万円を予算計上いたしております。粛々とその事業を遂行していきたいと。岡山委員が言われましたように本来ですとこれは地域貢献というより一般会計に繰入れってというのが本来のこういう公益事業の趣旨でございまして、そこまでいかないということで、このような形で少しでも地域に貢献というような形を取らせていただいております。また、今ミッドナイトのほうも少しいい

ということで、今、全部の債務の償還が1億3,000万円ぐらいになっているということも考えの中でまた来年度の予算については、その辺はまた財政当局とオートでよく協議をするように指導いたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

岡山明委員 私は昨年からずっと言っているんですけど、オートの事業として地域に負担も掛かっていますよね。先ほど副市長も言われましたミッドナイトはそれだけの地域住民に負担が掛かっているという状況がある。なおかつあとは重勝式である程度売上げも出ているという状況になっていますから、その辺は売上げに比例して地域貢献事業を増額していく形を是非来年度から検討していただきたいと、そういう要望で終わります。よろしくお願いたします。

中村博行委員長 これは企画課がまとめてやられると思うんですが。そうしたら予算書のほうで、ページを追って質問をしていきましょう。予算書の394ページ、395ページから。

森山喜久委員 2の事業外収入の雑入なんですけど、オートレースの活性化推進事業の助成金、去年は1,003万円だったと思うんですが、今回の583万3,000円という形の方で減額になっているのかなというふうに思いますが、これはこういった形で減っているか教えてもらえますか。

長村公営競技事務所主任主事 平成30年度に関しましてはミッドナイトオートレースをトライアルでした関係で、飯塚市から照明をお借りするに当たってその助成金が業界から出ておりますので、その分がなくなって減ということなんです。

森山喜久委員 上のほうの銀行業務手数料の関係です。今124万6,000円で減額となったのは、本場開催を含めて減ったということで、インタ

ーネット投票とかいろんな分が増えたということで減っているんでしょうか。

長村公営競技事務所主任主事 もともと払戻しのために必要な準備金を銀行から送金いただいていた。他場も場外発売を受けていただくときに同じく準備金を送金されるときの手数料が本場の開催におきまして全て掛かっていたという状況でした。その後、全ての場がオンライン入金機を備えましたので、公金の送金が毎日ではなくて本場開催における賞金を持ってくるときだけになりましたので、金額がかなり減っております。

中村博行委員長 前回同じような説明あったね。自前でできるようになったということやね。402、403ページ。404、405ページ。オートレース関係全般であれば。

中村博行委員長 ミッドナイトの優勝賞金は何ぼですか。

長村公営競技事務所主任主事 20万円です。

中村博行委員長 一般の平場のときは。

長村公営競技事務所主任主事 一般戦の1着賞金は4万円であります。

中村博行委員長 優勝賞金は。比べてみたいわけですよ。

長村公営競技事務所主任主事 失礼いたしました。昼間の普通開催の優勝賞金は約60万円です。

中村博行委員長 聞くところによると、選手から結局売上げが上がってきたら、選手賞金をというような話が出ていると聞いたんですが、そういう協議というのは上がっていますか。

桶谷公営競技事務所長 選手の賞金制度につきましては、選手の代表者あるいは施行の代表者が集まりまして、そういった金額を決定する場が設けられておりますので、そういった場で協議をして決めていくといった手続を取っております。

中村博行委員長 そうしたらよろしいですかね。それでは討論ありますか。「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので採決に移ります。

中村博行委員長 議案第84号令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第84号は認定すべきものと決しました。これでオート関係を終わりますので、ここで一旦休憩に入ります。次、2時35分から再開いたします。それでは暫時休憩。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を続けます。審査番号8番議案第94号山陽小野田市本社機能移転促進条例の制定について執行部の説明を求めます。

村田商工労働課長 それでは、議案第94号山陽小野田市本社機能移転等促進条例の制定について御説明いたします。お手元にお配りしておりますA4、1枚の山陽小野田市本社機能移転促進条例の制定についてという資料に沿って御説明させていただきます。まずは事業実施する目的、背景ですが、国では地方創生に関する施策の一環として創設された都市部か

ら地方へ本社機能移転する場合に、税制優遇措置を受けることができる地方拠点強化税制が改正され、適用期限の延長、支援の拡充など、地方への本社機能の移転拡充が一層促進されているところでございます。このような中、山口県ではこの動きに呼応し、優遇措置の対象となる地域として、国の承認を受けている地域再生計画の改正を行うとともに、県独自の支援制度として市町と協調し、本社機能等の移転を行う企業に対して支援を行うため、本社機能移転等促進補助金を創設し、若者や女性の事務系職場の創設に向けた取組を行っております。本市においても、人口減少若者流出については、喫緊の課題となっており、これらに少しでも歯止めをかけ、若者の定住促進、県外からの還流を図るため、県と協調し、本社機能の移転を行う企業に対し、奨励措置を行うものです。2番の補助対象ですが、県外から本市に本社機能等を移転する企業を対象といたします。本社機能とは、事務所研究所、研修所工場内研究開発施設の業務施設としております。3番の補助金額ですが、移転する常用雇用者1人当たり50万円とします。雇用に対しての補助金ということになります。県の制度は市が県と同じ制度を創設し、補助金を交付する場合に市と同額を支払うこととしており、県と合わせて1人当たり100万円を交付します。交付対象者数の限度は500人、中小企業者は200人としています。4の要件ですが、対象業種につきましては、製造業など工場設置奨励条例の対象業種と合わせています。又、雇用者数は5人以上、中小企業は2人以上の雇用が必要です。なお雇用については、市内在住者を1年以上雇用することが条件です。次に5手続のスケジュールですが、まず新規常用雇用者の異動または採用に着手する日までに、事業認定申請書を提出していただきます。市は、申請書の内容を審査し、事業認定通知書を交付します。そして営業開始した際に営業開始届を提出していただきます。そこから1年を経過した後に、4の本社機能移転奨励金、交付申請書を提出していただき、支払の手続をいたします。なお、県は市が補助金を交付したことを確認後、補助金を交付します。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

中村博行委員長 説明は終わりましたので質疑を求めます。

高松秀樹委員 補助対象のところによると、本社機能移転する企業とあるんですけど、これは必ずしも本社を移転する必要はないということになるのでしょうか。

村田商工労働課長 本社機能ということになりますので、これは県が国の定めた本社機能の定義に沿って同様の定義をしていますので、事務所、研究所、研修所などがそれに該当いたします。

高松秀樹委員 つまり本社を移転する必要はないということですよ。次が、こういう条例は県に沿って条例を出したんですが、市として本社機能を移転することに関する目標だとか想定だとかがあるのかないのか。

村田商工労働課長 件数の目標等はありませんが、本市としては山口東京理科大学がありますので、研究所の誘致を強化したいと考えております。それと具体的なものといたしましては、田辺三菱製薬の本社の研究部門が大阪から子会社である市内の田辺三菱製薬工場小野田工場敷地内に移転される予定になっておりまして、現在、研究所を建設しておられます。この研究所の建設につきましては、補助要件に該当するとは思いますが、これから検討に入るということになります。

高松秀樹委員 なるほどなっているのは大きな想定の中で条例制定ということだと思います。条文を見ますと第2条の2項において本市の地域活性化力向上地域とありますが、この地域活性化力向上地域というのは具体的にどこか地域を指すんですか。それとも定義があるんですか。

村田商工労働課長 第2条2号の認定地域のところですかね。地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された本市の地方活性化力向上地域をいうところですが、これは先ほど説明させていただきました

たように、国が東京から地方への本社機能の移転の促進を図るため、地域再生法に基づきまして事業者に対して税制面の優遇措置を実施しております。県も国から地域再生計画の承認を受けて県内を国の優遇制度の適用範囲にしております。県が国から承認を受けている地域再生計画に記載してある優遇制度を受けることができる地域を地方活力向上地域とっております。同じ本社機能移転を促進させるための取組なので、この認定地域を地方活力向上地域と同じにしております。この範囲といたしましては山陽小野田市内のうち、例えば鳥獣保護区とか自然公園とかそういった明らかに工場や事務所が立地する見込みのない地域以外は対象となっていますので、本社機能の立地が可能な地域は網羅してあると思います。

高松秀樹委員　ということは常識的に考えて市内全域を指すということですね。もちろん山のそういうところじゃないっていうところですよ。だからある程度一定の地域を指定しているんじゃないっていうことになるということですか。（「はい」呼ぶ者あり。）

藤岡修美副委員長　県内の13市、山陽小野田市と同様に横並びで同じような条例を考えておられるんですか。

村田商工労働課長　山口県が制度を制定されまして各市町を訪問して説明をされておられます。ほとんどの市が同意はされているが、9月議会に条例を制定されるころはうちだけと聞いております。具体的な案件が発生してから、対応するのではないかと感じております。

高松秀樹委員　本社を移転する場合に何か優遇制度があるんですか。

村田商工労働課長　先ほど御説明しましたように国の税制優遇の制度がありますが、それに基づいて本市でも山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例というものを制定しております。

これは今回の条例は、雇用に対しての補助金になりますが、この条例は固定資産税、建物についての優遇制度となっております。

中村博行委員長 他市に先駆けてということやね。先ほど田辺三菱の話が出ていましたけど、これに該当しそうなのか予定されているのが、現在の時点で何社かありますか。

村田商工労働課長 田辺のほかには今のところを聞いている案件はありません。

高松秀樹委員 理科大の関係で研究施設等を誘致したいという話が今ありましたよね。それは具体的に市として何か動きを今後する予定であるんですか。

村田商工労働課長 連携して誘致活動を行っていきたいと考えておりまして、これまだ私の考えではありますが、薬学部が設置されて素晴らしい先生も多くいらっしゃいますので、そういった先生に企業を紹介していただく等、大学に協力していただければうれしいと考えております。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんので採決に移ります。議案第94号山陽小野田市本社機能移転促進条例の制定について、賛成の方は挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成ですので、議案第94号は可決すべきものと決しました。

河口経済部長 ここで今の条例とは違いますが、報告事項が大変遅くなって申し訳なかったんですけども、デマンド交通につきましては3年間という期間がありまして、新興タクシーが現在やっておられますけども、期限

が来まして入札をいたしまして業者が第一交通のほうに代わられます。連絡が遅くなって大変申し訳ございません。10月1日から代わられますので引き継ぎといたしますか、業務について第一交通さんと協議をする中でスムーズな運営ができるような形を取っていこうと思っております。大変申し訳ありませんでした。車も変わります。姫様号、殿様号は変わらない。シールが貼ってあるような形になると思いますが、車自体は当然変わります。大変申し訳ありませんでした。

中村博行委員長 それは決算のときでも皆さんに地域の方にくばられたチラシなりを委員の皆さんに配布してください。お疲れ様でした。それでは続けます。審査番号9番議案第83号令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。

川崎経済部次長 それでは決算書の386、387ページをお開きください。山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入の部でございます。歳入総額は942万6,918円であります。内訳は市場使用料が附属営業施設使用料139万6,400円、卸売業者、市場使用料6万8,143円、自動販売機、電柱等3,530円。合計146万8,073円であります。一般会計繰入金650万5,000円。繰越金は前年度繰越金15万474円あります。雑入は光熱水費負担金で電気代118万7,966円、水道代11万5,405円、合計130万3,371円あります。収入未済額6万9,458円は小野田中央青果の3月分の未払分であります。内訳は市場使用料2万4,073円、光熱水費負担金4万5,385円あります。この未払分は中央青果の破産管財人に市の債務として伝えているところでございます。決算書388ページ、389ページをお開きください。次に歳出について説明させていただきます。歳出総額は927万6,015円あります。1款1項1目1節報酬9万4,000円は市場運営協議会を6回開催し、委員にお支払した報酬でございます。9節旅費24万6,540円は兵庫県加古川市への視察や財務検査の報告で広島に行くことなどの

旅費であります。11節需用費362万6,149円のうち、消耗品費7万3,786円は照明器具の交換その他トイレットペーパーなどでございます。光熱水費257万937円は電気代、水道代でございます。修繕料98万1,426円はフォークリフト、法定年次検査、トイレの汚水管の詰まり、会議室の照明の修繕などであります。12節役務費11万4,296円のうち通信運搬費3万2,743円は電気代と郵送料手数料、2万3,360円は消火器医薬の入替え、浄化槽の法定検査など保険料5万8,193円は自動車建物共済分担金であります。13節委託料519万910円のうち管理委託料75万8,268円は施設の管理、警備日誌の作成受け取り、文書受付、使用料負担金の徴収に関する事務等に係るものでございます。警備委託料365万6,976円は施設及び物品の管理、火災、盗難、予防、消灯確認、入荷物の確認と収受、敷地内の保安監視などの人的警備であります。設備保守委託料16万2,019円は自家用電気工作物保安管理、浄化槽維持管理、消防用設備保守点検、防火対象物点検報告業務であります。清掃業務委託、18万円は、月に1回のトイレの清掃であります。草刈り等委託料24万1,647円は年2回、敷地内の草刈りであります。警戒区域図面作成委託料2万7,000円は先ほどの設備委託料の防火対象物点検報告業務の中で指摘のありました警戒区域図面を作成し、市場の自動火災報知設備に備え付けておるものでございます。財務検査業務委託、16万5,000円は小野田中央青果の財務検査を外部の税理士に委託したものでございます。予備費はゼロでございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 それでは質疑に入ります。最初の386、387ページから説明してください。

森山喜久委員 歳入の分で、市場の使用料をもう一度ゆっくり言ってもらっていいですかね。

川崎経済部次長 市場の使用料ですが、内訳は、附属営業施設使用料が139万6,400円、卸売業者市場使用料6万8,143円、自動販売機、電柱等が行政財産の使用許可で3,530円となっております。

森山喜久委員 行政財産使用料とかそういった分は。

川崎経済部次長 行政財産使用料でございます。全部行政財産の使用料で条例に基づくものですが、附属営業施設の使用料、卸売業者の市場使用料、自動販売機とか電柱の使用料という3つに分かれております。自販機等卸売業者の関係と附属営業という形に分けて附属営業人と、もともと丸珠物産の関係に分けて丸珠さんの使用料は入っていたいんですか。

川崎経済部次長 入っております。

中村博行委員長 歳入はいいね。それでは次のページ歳出の全般。

森山喜久委員 11 需用費修繕料の関係なんですけれど今、先ほど説明はフォークリフトの法定点検等トイレの水道管、会議室の修繕と聞いているんですが、もともと当初予算のほうは防犯カメラの修繕で189万2,000円計上されていると思うんですよ。今回の不用額125万3,000円っていう大きい額を出している状況の経過を教えてくださいいいですか。

川崎経済部次長 森山委員がおっしゃったように当初防犯カメラの改修ということで130万円程度予算計上しておりました。市場の2階の会議室等の蛍光灯がこの部屋のようにあるんですが、こちらの蛍光灯が枠ごと全て下がってきて中のコードだけでつながっている状態で、放置をしておくとそのまま落ちてきますよという事態が生じまして、緊急性があるということでそちらの使わせていただけてきました。そちらが70万円程度で修繕が済みましたので、その130万円と70万円の差が不用額と

して上がっています。

森山喜久委員 今言いたいのは、防犯カメラは今130万円程度当初の分で計上された。不用額のほうで125万円ということであれば、そういうところに流用されていますけれど、例えば委託料でも56万5,000円余っているじゃないですか。それであれば防犯カメラの設置というふうな形の方が十分できたんじゃないかというふうに思うんですが、そこを聞いています。

平農林水産課農林係長 金額的にできたのではないかという御指摘ですけれども、確かにそうとは思いますが、防犯カメラについては、市としても必要がないというふうに考えているわけではございませんので、今後、新しい市場の形を模索しているところでございますので、新たな市場の運営者といえますか、開設者が見付かった段階でまたその方たちと協議をしながら設置に向けて話し合いをしていただきたいと思いますと考えております。

森山喜久委員 というのが先ほど説明あったのが、報酬のほうでも説明があった運営協議会中でも仲買人さんのほうからでも実際品物がなくなるとか防犯的な部分で危険だというのはどうなんかっていうふうな相談があったと思うんですね。別の会議かもしれませんが、そういう形からすればそういうのを含めて防犯カメラの設置というふうなことを予算計上されたんじゃないかなというふうに思うんです。命の危険っていうふうな話ではないですけど、市場に出される生産者の方々とか、出荷者の方々が安心して出せるようにしていく。今回の分で言えばそういうふうな不用額が出てくるような状況であるならば、きちっとそこを徹底するべきだったんじゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょう。

平農林水産課農林係長 防犯カメラの設置につきましては卸売業者、小野田中央青果さんとの話の中から予算計上していきましょうよというお話にな

ったところでございます。先ほど森山委員が言われた市場のものがなくなるのか、そういった話もあったかと思いますが、お話をお聞きして冷蔵庫に施錠ができないかとかいろいろこちらも対応を考えたところではあるんですけども、そちらのほうはできないということでしたので、先ほど申しましたけれども、今後また新たな開設者さんと協議をしながらその辺りについては取り組んでまいりたいと考えております。

森山喜久委員 要望なんですけど、新たな開設者の方々がやっぱり安心して出せる体制っていうのは実際必要と思うんですよ。そこであれば会議の中でもやっぱり出てきた指摘事項、そういったところを整えることは、今度は市場の管理者としてやっていく必要があると思います。先ほど言ったように不用額をこれだけ余らせる必要はないと思うんで、そういった部分をきちんと適用するべきというふうに思いますので今後、きちっと気を付けていただきたいというふうに思います。

中村博行委員長 こちらについては現状等々についてまた委員会でありますので、決算審査についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり。）それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり。）採決に移ります。議案第83号令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第83号は認定すべきものと決しました。では休憩し、3時15分までに入りたいと思います。

午後3時7分 休憩

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。審査番号 1 1 番議案第 7 9 号令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。

高橋都市計画課長 令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計について御説明いたします。決算書の 1 8、1 9 ページを御覧ください。令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計の決算における歳入合計は、決算書 1 9 ページのとおり 3, 1 2 8 万 1, 0 6 6 円です。決算書の 2 0 ページ、2 1 ページを御覧ください。歳出合計は決算書 2 1 ページのとおり 8 6 2 万 5, 1 9 9 円となっており、歳入歳出の差引き残額は 2, 2 6 5 万 5, 8 6 7 円です。歳入の内訳について説明いたします。決算書の 3 1 2 ページ、3 1 3 ページを御覧ください。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目駐車場使用料、1 節駐車場使用料は、2, 1 9 5 万 5, 7 8 0 円で、そのうち、駐車に係る使用料は、通常使用料分 1, 9 4 0 万 4, 2 6 0 円、定期駐車券分 2 1 2 万円、プリペイドカード分 4 2 万 7, 0 0 0 円の合計 2, 1 9 5 万 1, 2 6 0 円です。2 款繰越金、1 項繰越金 1 目繰越金 1 節繰越金は、平成 3 0 年度からの繰越金 9 2 7 万 9, 6 8 9 円です。3 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、1 節雑入は、自動販売機の電気代 4 万 5, 5 9 7 円です。次に、歳出の内訳について説明いたします。決算書の 3 1 4 ページ、3 1 5 ページを御覧ください。1 款駐車場事業費、1 項駐車場管理費、1 目一般管理費、1 1 節需用費 1 6 1 万 8, 0 3 2 円は、駐車場内設備の電気料など光熱水費 4 0 万 8, 3 6 2 円、駐車枠線や街灯などの修繕料 8 8 万 4, 6 2 0 円などです。1 3 節委託料の 3 0 万 8, 6 2 2 円は駐車場とトイレの清掃委託料です。1 4 節使用料及び賃借料 5 5 3 万 1, 9 5 0 円は、自動発券機、精算機等の機械器具借上料 5 4 9 万 3, 6 0 0 円などです。2 7 節公課費 1 0 1 万 5, 1 0 0 円は消費税及び地方消費税です。次に、配付資料の「厚狭駅南口駐車場の利用状況について」を御覧ください。利用台数及び稼働

率についてですが、令和元年度の駐車場利用台数は5万2,162台で、1日当たりの駐車場利用台数は143台となります。現在の舗装部の駐車枠数の190台に対する稼働率は約75%となっています。なお、未舗装部へも60台駐車が可能としているため、満車規制を250台としています。よって250台を駐車枠数とすると稼働率は約57%になります。駐車料金については歳入で説明しました通常使用料分、定期駐車券分、プリペイドカード分の金額です。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

中村博行委員長 予算書から行きましょう。313ページ、歳入のほうから質問してください。A3のほうで一々明細で500円というふうな形で、2日目以降6時間ごと100円という形になったんですけど。周りの民間の駐車場があるんですが、ちょっと料金を教えてもらってもいいですか。

高橋都市計画課長 北口と南口に民間の駐車場がありますが、北口は最近閉鎖されたようです。それから南口につきましては文化会館の斜め北東側にあるんですが、ごく最近の数字が頭にはないんですが、平日200円、土日300円ぐらいだったと思います。

森山喜久委員 先ほどのこちらの利用状況の部分にもあるんですけど、実際今平均3台分ずつ増えているというふうな話にはなるんですけど、実際今年になって、要はコロナの状況になって車台数が減ったんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺の把握はどうでしょうか。

高橋都市計画課長 コロナの影響が出ましたのが大体3月ぐらいからなんですが、利用台数もそうなんですが、売上げベースでいきますと約7割減ということになっております。

森山喜久委員 新幹線とかの利用者が減ったということなんですけど、それは

利用台数にしても利用料金も平均して70%減という状況でよろしいでしょうか。

高橋都市計画課長 利用台数につきましては、3月から8月までの6か月間対前年度比で利用台数は60%減です。利用料金につきましては約70%減です。

中村博行委員長 それでは歳出の314、315ページ。

高松秀樹委員 委託料のところでも、清掃委託料っていうのは何の清掃ですか。

高橋都市計画課長 2件ありまして、トイレの清掃委託料と駐車場全体の清掃委託料が2件あります。

高松秀樹委員 それぞれ幾らですか。

高橋都市計画課長 トイレにつきましては26万1,861円、それから駐車場全体のはき掃除、ごみ拾いになりますが、これが4万6,761円です。

高松秀樹委員 これはそれぞれどこに委託をしていますか。

高橋都市計画課長 どちらもJR西日本広島メンテックという会社です。

高松秀樹委員 金額的には随契ですか。

高橋都市計画課長 そのとおりです。

高松秀樹委員 この1社だけに見積りを取った。それとも複数社、市内業者を

いれてこの結果だったんですか。

高橋都市計画課長 令和元年度につきましては、1社の見積りで随意契約をしておりますが、高松委員からも以前、御指摘を受けておりましたように、今年度からは地元の業者も入れて見積りを徴収するというやり方で業者を決定しております。

高松秀樹委員 草刈りの委託料はこれはゼロですよ。予算のときにはどういう話になっていましたか。

高橋都市計画課長 未舗装駐車場に草が生えますので、予算計上はこれを年に2回、お盆と正月前ぐらいに1回10万円でやる予定にしておりましたがそこまで草がひどい状態ではなかったので実際には執行しなかったということです。

中村博行委員長 本会議でも質問があつて、これだけもうかっているのというお話があつたんですが、実際に未舗装部分の整備ということで進んでいるんですか。

高橋都市計画課長 今年度、未舗装部分は約3,000平米ありますが、その舗装工事をやりたいということで、約2,220万円予算計上しておりますが、先ほど御説明いたしましたようにコロナの影響が大きいので今年度はその執行をどうしようかと今迷っているところです。と申しますのも、令和元年度の使用料の7割減ということになりますと約660万円しか使用料が入ってこず、それに対しまして、義務的経費は860万円あります。となると単純に200万円ほど財源が不足するということになります。この財源の不足につきましては前年度からの繰越金でしばらくは賄うという考えをしないと、単年度収支は追いつきませんので、その辺の収入の状況を見ながら、また適切に予算の執行は考えていこうと思っております。

高松秀樹委員 今の話が続くんですけど、今回コロナでそういうことになりそうです。今回の決算はもちろんいい感じで決算しているんですが、今後このままで一応ということですけど、この駐車場料金について最初の森山委員がほかの民間の話をしましたけど、今500円だということですけどこれ毎年コロナの影響がないとすればある一定の黒字を計上しているんですけど、市としては民間圧迫等も考えて500円のまま当面推移させたいという今お考えなんですか。

高橋都市計画課長 コロナの影響をなしでということをご想定いたしますと、それなりに繰越金というのは積み上がってきますので、どこかのタイミングではもう少し、利用料金を安くできないか検討しようと思っております。ただ、この駐車場は平成11年の3月に開業しております、約20年経過してきております。アスファルト舗装の耐用年数からしてもそうですし、その他もろもろの設備も大規模な修繕が必要な時期がもう近いうちに来ると想定しておりますので、それに対する基金的なものも財源としては確保していく必要があります。その辺をトータル的に考えながら料金の値下げについては検討していきたいと思っております。

中村博行委員長 質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に入ります。議案第79号令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第79号は認定すべきものと決しました。3時40分まで休憩に入ります。お疲れ様です。

午後3時28分 休憩

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を続けます。審査番号 1 2 番、議案第 8 8 号令和元年度山陽小野田市下水道事業決算認定について執行部の説明を求めます。

井上建設部次長 それでは、議案第 8 8 号令和元年度山陽小野田市下水道事業決算認定について、御説明いたします。最初に令和元年度の事業報告から御説明いたしますので、決算書 1 5 ページの令和元年度下水道事業報告書をお開きください。まず、概況の（1）総括事項ですが、本市の令和元年度末の公共下水道事業の普及率は 5 5 . 2 % で、国や県の普及率と比較すると低い水準にありますが、国からは令和 8 年度末までに下水道整備進捗率 9 5 % 以上とする 1 0 年概成を求められており、今後も普及率向上のため下水道整備を積極的に進めていく必要があります。一方で、小野田・山陽水処理センター、若沖雨水排水ポンプ場及び 3 か所の汚水中継ポンプ場は、供用開始から 3 0 年以上を経過し、経年劣化による機能低下が顕著となっていることから、令和 2 年 3 月に策定したストックマネジメント計画に基づき、改築費用の低減及び平準化を図る中、計画的な改築・更新工事を行う必要があります。このような厳しい経営環境の下、今後も下水道サービスを安定的に提供していくため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的として、平成 3 1 年 4 月 1 日から公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行したところです。次に、「イ」の業務の状況でございますが、令和元年度末の水洗化戸数は 1 万 4 , 5 9 1 戸、水洗化人口は 3 万 2 , 2 3 4 人となり、前年度と比較して戸数は 3 9 5 戸増加し、人口は 7 1 人減少しています。年間総処理水量は 4 3 5 万 3 , 6 8 9 立方メートルで、前年度から 9 万 5 , 2 2 4 立方メートル増加し、年間汚水処理水量は 3 8 2 万 6 , 1 6 2 立方メートルで、前年度から 1 9 万 8 , 3 7 2 立方メートル減少しました。また、年間有収水量は 3 , 3 0 万 8 , 4 5 9 立方メートルで、前年度と比較して 9 , 4 9 2 立方メートル増加

しました。その他、人口や普及率などの業務量につきましては、19ページに前年度比較表を掲載しておりますので、御確認いただければと存じます。続きまして、口の建設改良事業の状況でございますが、管渠整備事業につきましては、投資効果の高い大型団地への下水道整備を最優先として普及率アップを目指しておりますが、本年度は共和台の下水道接続工事が完了し、令和2年3月31日から供用を開始したところです。また、令和2年度末に完了予定の小野田西地区農業集落排水の公共下水道への接続に向けた事業を実施いたしました。ポンプ場整備事業につきましては、若冲雨水排水ポンプ場、高千帆汚水中継ポンプ場及び厚狭汚水中継ポンプ場の長寿命化工事を実施いたしました。処理場整備事業につきましては、小野田水処理センターは本館管理棟施設改築更新及び主ポンプ設備改築更新、山陽水処理センターは中央監視制御設備改築工事及び直流電源盤改築工事を実施しました。また、ストックマネジメント計画の策定や福田地区農業集落排水処理施設の非常用発電機を更新したところです。続きまして、決算状況について御説明いたします。決算書1、2ページをお開きください。1の収益的収支でございますが、こちらの表は予算の執行状況をまとめたものになります。内容の説明につきましては、税抜き処理をしました収益費用明細書で御説明したいと思いますので、25ページをお開きください。まず、表の見方ですが、左の列から予算科目の款・項・目・節と区分し、金額欄にそれぞれの決算額を税抜きで掲載しています。備考欄には、節の決算額の内訳等を掲載しています。まず、収益的収入ですが、収入総額である、下水道事業収益の決算額は、17億8,528万6,334円となりました。主な内容としまして、営業収益の下水道使用料は5億9,941万9,513円、雨水処理負担金は1億1,434万7,286円となりました。続きまして、営業外収益のうち、基準内繰入である他会計負担金は、6億643万1,037円、基準外繰入である他会計補助金は、6,647万3,990円、非現金性の収入である長期前受金戻入は、3億9,683万4,474円となりました。続きまして特別利益は、過年度損益修正益で97万9,262円となっております。続きまして26ページの収益

的支出について御説明します。支出総額である、下水道事業費用の決算額は、17億8,528万6,334円となりました。営業費用の管渠費のうち、節の下から3行目、委託料の1,051万9,021円の主な内訳は、厚狭地区の不明水調査委託料に400万円、マンホールポンプ等の施設等維持管理委託料に541万5,930円です。続きまして、修繕費763万2,477円は、マンホールポンプやマンホール蓋等の修繕を行いました。27ページをお開きください。ポンプ場費になりますが、委託料の1,031万4,840円は、雨水及び汚水中継ポンプ場の維持管理委託料になります。動力費の725万725円は、同じくポンプ場の電気代等の支出です。次に、処理場費ですが、一番下の行、委託料1億7,162万7,000円は、小野田及び山陽水処理センターの維持管理委託料が1億6,308万円、農業集落排水施設3か所の維持管理委託料が854万7,000円となっております。次の28ページ、一番上の行数料3,043万500円は、2か所の水処理センターの汚泥処理手数料になります。続きまして、修繕料1,301万9,430円は、小野田及び山陽水処理センター並びに農業集落排水施設の老朽化した機器の修繕を行っております。動力費3,568万4,323円は、同じく処理場施設の電気料等になります。次の、水質管理費については、水処理センターの水質分析等に係る経費です。次に、総係費ですが、次の29ページをお開きください。上から2行目、印刷製本費22万1,000円のうち、昨年12月に作成した山陽小野田市のデザインマンホールを使ったマンホールカード作成費として4万4,000円を支出しています。配布につきましては、6月からきらら交流館で行っております。次に、委託料の159万3,640円は、シルバー人材センターの徴収業務委託料や会計システムの保守料になります。負担金の2,112万719円は、水道局に対する下水道使用料徴収負担金等の支出です。減価償却費は、10億8,770万2,259円です。資産ごとの内訳は記載のとおりです。資産減耗費は、ポンプ場や処理場の機器更新に伴う除却費用として1,221万9,688円を計上しています。営業外費用では、企業債利息として2億6,005万9,198

円支出しています。特別損失は次の30ページのとおり、主に法適用前に係る引当金繰入額や消費税納税額によるもので2,462万3,340円となっております。それでは、5、6ページをお開きください。損益計算書でございますが、先ほどの収益的収支の結果をまとめたものになります。6ページの下から3行目のとおり、当年度純利益は発生しておりません。続きまして、資本的収支について、御説明いたします。決算書31ページをお開きください。まず、収入でございますが、収入総額である資本的収入の決算額は、14億7,220万5,287円となりました。内訳としまして、企業債は、7億1,620万円を借り入れております。下水道事業債、資本費平準化債、特別措置分の各借入額は記載のとおりです。出資金は、企業債の元金償還金や建設改良費に対する一般会計からの繰入金で、3億8,444万6,687円、補助金は、建設改良費の財源である社会資本整備総合交付金で、3億5,091万4,270円、負担金は下水道事業受益者負担金で2,064万4,330円となりました。続きまして32ページの支出でございますが、支出総額である資本的支出の決算額は、22億1,635万3,900円となりました。主な内容としまして、節の下から5行目、委託料7,332万9,400円は、調査設計委託料のほか、ストックマネジメント計画策定業務委託料として4,593万7,800円を支出しています。工事請負費7億698万856円につきましては、決算書17、18ページをお開きください。こちらに、令和元年度に係る建設改良工事の一覧を掲載しています。①管渠整備工事は、前年度からの繰越工事を含んで31件、②ポンプ場整備工事は4件、③処理場整備工事は8件で、全43件の工事を実施しております。農業集落排水は、福田地区の非常用発電機を更新しております。決算書33ページにお戻りください。有形固定資産購入費の83万1,120円は、下水道用地購入費やデザインマンホール蓋の展示用架台を購入しております。企業債償還金は、13億5,019万4,325円で、事業別の償還額は、記載のとおりです。3、4ページをお開きください。先ほどの明細書をまとめたものです。収入、支出とも前年度からの繰越額を含んでいます。また、支出に

おきましては、2億9,121万8,271円を翌年度に繰り越しています。表の欄外を御覧ください。収入と支出の差し引きにおいて、7億4,414万8,613円の不足が生じておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,510万8,159円、引継金3,132万2,244円、当年度分損益勘定留保資金6億8,771万8,210円で補填しております。続きまして、決算書の9、10ページをお開きください。貸借対照表になります。建設改良費によって形成された資産は、9ページの1固定資産(1)有形固定資産の各項目に計上されています。その資産形成の元手となった企業債や補助金等の財源につきましては、10ページの負債の部に計上されています。なお、令和元年度末の企業債残高は、負債の部の3固定負債と4流動負債のそれぞれ企業債の合計169億7,705万5,339円となります。最後に、決算書の残りのページについて御説明したいと思います。11ページをお開きください。注記でございますが、Ⅲ貸借対照表等に関する注記の1未収金の内訳は、令和2年2月・3月調定分の下水道使用料が1億1,044万1,804円、消費税及び地方消費税還付金が1,170万4,398円、一般会計繰入金が4,124万9,041円、その他滞納繰越分等に係る未収金が1,712万1,465円となっております。12ページのVセグメント情報に関する注記では、公共下水道事業と農業集落排水事業の営業収益等の内訳について掲載しています。22ページをお開きください。企業債及び一時借入金の状況を掲載しています。貸借対照表で説明しました企業債残高の詳細になりますが、前年度末から6億3,000万円余り残高が減少しています。なお、一時借入金の実績はありません。24ページをお開きください。キャッシュフロー計算書でございますが、1年間における現金の動きを表したものです。一番下の資金期末残高は、貸借対照表の現金預金と一致しております。最後に、35、36ページをお願いします。固定資産明細書ですが、資産の種類ごとの増減額等を掲載しております。また、37ページ以降には、企業債明細書を掲載しています。以上、令和元年度下水道事業会計決算の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

す。

中村博行委員長 説明が終わりました。ページをどんで来ましたので、説明のあった12ページを行きましょう。最初の概況といいますか、15ページ。報告書の内容から同じ内容のものが具体的には出てくると思いますけども順を追っていきましょうか。後から出てくるから具体的などころへ行きましょうか。報告書今の内容を表に示したものが1ページ、2ページ明細に入ります。収益費用明細書ということで、収益的収支の収入のほうであります。ないようですので一般会計からトータルで11億円ぐらいだと思うんですけど、数字を言ってもらえますか。

西崎下水道課課長 一般会計からの繰入金でございますが、トータルが書いたものがないので場所から御説明したいと思います。まず25ページの営業収益の雨水処理負担金1億1,434万7,286円と営業外収益の他会計負担金6億643万1,037円。それと他会計補助金6,647万3,990円。それと最後に31ページ、出資金の一般会計出資金ということで3億8,444万6,687円。以上の合計が11億7,169万9,000円となっております。

中村博行委員長 26ページから30ページまで一気にいきましょう。

藤岡修美副委員長 26ページの委託料不明水調査委託料。先ほど水道の審査で漏水が話題になったんですけども、これは逆に分からん水が下水道管に入ってくると、どのような調査をするんですか。

井上建設部次長 元年度にありましたのは、山陽地区において大雨が降ったときに下水の流入量が増えるということで、ここは分流ですから本来は雨水が入ってはいけないところではあるんですけども、調査ということでポイントポイントに小さい流量計をマンホールの中に設置しまして雨が降ったときにどのぐらい増えるかというのをやって、雨の度に測ると

ころを定期的に変えて、流れるのが右か左とかありますので、どちらから多く流れてくるかっていうのをずっと地道に水処理センターから上流に向かって調べて行っておりました、完全にここだっていうところまではちょっと行っておりませんが、ある程度ここで言えば、厚狭の左岸側、ですから西善寺、殿町それから厚狭高校がある大きな団地がある、比較的管の古いほうから流れているというところまでは突き止めております。

藤岡修美副委員長 大体場所が分かったということで何らかの対策は検討されているんですか。

井上建設部次長 まだちょっとここという明らかな原因というのは調査できなくて、引き続き調査をする予定にしておりますけれども、もし下水道管にとかマンホールにひび割れとかつなぎ目のところに原因があって水が入ってくるようであれば、管路の補修を行いますし、それから誤接続いわゆる各御家庭のほうで本当はつないではいけない雨どいの水がつながっていたということとかがはっきり分かれば、そこを改善していただくとか、いろんな方法あると思います。

藤岡修美副委員長 不明水の問題点というのは処理しなくていい雨水等々を処理場で処理して、そのコストが掛かってしまうっていうのが問題だと思うんですけれども、これ全体量的なものはアバウトでもいいんですが把握されていますか。

西崎下水道課課長補佐 19ページをお開きいただけますでしょうか。ここに業務量ということで各種人口や水量等の昨年度との比較を載せております。一番下に有収率というデータがありまして、どうやって出すかと言いますと年間有収水量を汚水処理水量で割るということで、いわゆるこの公共下水道で言いますと86.2%となっておりますので、汚水処理をしたうち有収水量として使用料に換算されたものが86.2%しか

いということになりますので、残りの10数%が漏水とか、ほかの原因で各家庭の使用料に換算されていないということになっております。

中村博行委員長 スtockマネジメントということで管路の調査等もされていると思うんですけども、以前は水道と違って歴史が浅いのでそんな早急な構えではなかったような気がしますけれども、現状そういった有収水量の数字から見るとやはりそういうもの重要な原因になっているんじゃないかというような気がしますけれども、管路、Stockマネジメントの計画についての進捗率がどういうふうなところまで来ていますか。

井上建設部次長 マネジメント計画に基づく改築更新は今年度からということをごさいます、まずはまたポンプ場の設備のほうから、今やっておるところでございます。管路のほうは更新までは至っていないということ、次の5年計画ですのでその次から入ってくるのではということ、今予定をしております。

宮本政志委員 普及率っていうのは何が分母に来ているんですか。普及率については分母は市内の全人口に対して整備が済んだ区域の人口が何人いるかという、その割合で今年度で55.2%となっております。戸数でなくて人数ですね。人口です。

中村博行委員長 資料のイ分の口ですね。

岡山明委員 意見書の中の88ページ中段ぐらいに「国から令和8年末までに下水道整備進捗率95%以上とする10年概成が求められている」と書いてあります。本市の状況がその少し上に水洗化率が90%と載っているんですけど、名称はちょっと違うんですけど、進捗率と水洗率は市としては90%という表現でいいんですか。国が求める進捗率と5%の差があるという判断でいいですか。

井上建設部次長 全然単位といいますか、違いまして、整備進捗率は市内を下水で整備しようという区域に対して整備率を95%までしなさいというところでございまして、それからいくと60%ぐらいになります。水洗化率は下水が普及しているところに、実際に接続をしていただいた公共下水道を利用しておられる方が水洗化率ということになりますので、要は下水が使えるようになったにもかかわらず、まだつないでおられない方が残りのパーセント分ほどいらっしゃるということでございます。

岡山明委員 整備の進捗状況は65%と言われましたね。ということは30%の差があるということですね。それでこれは令和8年までとなると六、七年で65%から30%上げるのは非常に厳しいなど。配管自体も老朽化も進んできている状況になると大変厳しいという状況で、その辺はどうされているか今疑問に思ったんです。

井上建設部次長 今年度と来年度で下水道の全体計画の見直し、汚水処理施設整備構想の見直しというのをやっております。これは公共下水で整備するのが有利なのか、それともそのほかの方法、合併浄化槽とかで整備したほうがいいのかっていうのを経済比較をして調べておるんですけども、国の方は令和8年までに下水の整備進捗率95%にという概成ということによっておりますので、うちのほうも全体計画を縮小をしていかなければならないんじゃないかなということで、現況をしっかりと精査して今後の計画を立てる準備をしております。

岡山明委員 そういう状況で国庫補助金というのが23ページにあります、3億5,000万円。国からの補助金は今3億5,000万円ですか。それで差があるという状況の中で、この国庫補助金の増額の要請は例えば県とかに差があるから整備費用を増やしてもらえないかということはある得ないんですか。

井上建設部次長 整備するに財源っていうものが、国庫補助金だけではなくて

残りのものは何らかの形で市が準備しなければなりませんので、そういうところも含め、あとは職員も無尽蔵におるわけではなくて、やっぱり年間でできる工事量というのもございますし、その辺を考える中でできるだけ努力はしていこうとは思っておりますけれども、国のほうも潤沢に予算があるわけではないので、言ったら言うほど全部付くというものでもありませんし、その辺はうちのほうもバランスを取りながら事業を進めております。

岡山明委員 それで聞きたいんですけど、午前中水道をやったんですけど、下水道はストックマネジメントという表現なんですけど、令和8年までに進捗を95%に合わせて進めていく計画は、市のほうの財政は11億円で国のほうは3億5,000万円という状況で、計画的に進めないとなかなか進捗状況が好転せんという状況とあるんです。そういった意味で市の下水道課として中長期的な考え方を今後作られるかどうかをお聞きしたいんです。

井上建設部次長 平成28年にそういう長期計画、財政計画をきちっと立てておまして、計画的にはやっております。今回企業会計になりましても見直しする中で、収支のバランス等も考えながらということで計画的にはやっております。

岡山明委員 そうすることで国のほうから進捗状況が95%という目標が出た、その辺の見直しっていうのは掛けられるかどうか。それだけお聞きしたいんですが。

井上建設部次長 昨年も御説明したかもしれませんが、国の大きな方針が、要は下水を新たに延ばすよりもそれこそストックマネジメント、今ある施設をきっちり改築・更新していかなければいけない時期ではないですか、そちらのほうにお金が掛かっているでしょということで、新たな整備は令和8年度である程度も見切りを付けて、今後は今ある施設のほう

の維持管理改築更新をして、きちんと適切に下水道施設の維持管理をしていきなさいという方針がありますので、要は都会に比べると下水の整備が始まるのが遅れたというところで進捗率が進んでおりませんが、ある程度全部やるのではなくて、経済的にもバランスを取って、逆に言うとストックマネジメントのほうに当市の軸足を置きなさいというのが国の方針でございます。

岡山明委員 下水の話なんですが、浄化槽の設置の補助金の部分が今回、拡充されたと宇部日報にも載っていますよね。個人の住宅を対象とした浄化槽の設置に対して補助金を出すと。国の進捗状況になるとちょっと話がかみ合わん。今言われたように井上次長が言われたのはどっちか言うたら延ばすよりはという話ですから国の意見と市の考え方っていうのが落差があると思ったんですけど、どう考えますか。

井上建設部次長 今回、合併浄化槽の補助金を上乘せという状況を作ったのは浄化槽のうちの単独浄化槽を合併浄化槽に転換する場合について、従来の合併浄化槽の補助金に単独浄化槽の撤去に関する費用の一部、それから配管工事が新たに出てまいりますので、その配管に対する費用のうち補助金として上乘せしますよっていう国の施策に応じたものをしておりますので、浄化槽の補助金の上乗せと下水の普及率を上げるっていうのは違うと思うんですが、おっしゃられるのが多分うちではなくて宇部市とかが同じように公共下水の全体区域の見直しをやって今まで下水をやるようとしているところまで行かなく、規模の縮小をすることで、この95%を達成しようとしている。下水道が行くよ、浄化槽に補助が出ないよって言った区域について、やっぱり下水は行きませんというところには合併浄化槽の上乗せをするというのを宇部市が始めるか、始めたか、時期がはっきりしないんですけども。というのがありますので、山陽小野田市につきましても、見直しをして区域を縮小する際にはそういう施策も参考にしていきたいと考えております。

宮本政志委員 下水道事業計画区域をどんどん昔みたいに広げていくんじゃないかと、今ある区域を例えば維持してその中で普及率を上げていくのか、あるいは最悪将来を見据えたその区域を少し狭めてでもその分合併浄化槽かっていうのはそういう流れになっているんですよってことを言われているんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり。）

中村博行委員長 もう以前から議論はしてきたわけですよ。担当課からの説明を受けてきているわけやね。どこまでも広げるわけにはいかんということだね。その内容については置いておこうと思います。

岡山明委員 今回の浄化槽の分は単独から合併槽にする、配管とかのための補助金の拡大ということでもいいですね。

井上建設部次長 おっしゃるとおりでございます。

中村博行委員長 新聞に載っていたのはその分だけやったね。決算はあまり関係ないけ。

高松秀樹委員 国が令和8年度末までうんぬんとあって、今は国から補助金もらってやっていますけど、令和9年度下水道の国の補助金はどうなるんですか。

井上建設部次長 その辺の情報は無いんですよ。だから一応言われているのは、管路の新たな整備にいつまでも補助金が出ると思わないでくださいと。どちらかといえばストックマネジメントのほうでそちらのほうにお金が必要でしょうということは一応言われていますが、絶対に出ないとかそういう方針はまだ出ておりません。

高松秀樹委員 ということは、延ばすべきところは令和8年度末までにしっかりやっておかないと、それ以降は国の補助もなくなる可能性もあってなかなか延ばしにくいということで今から協議等を始めて、ちょっと前か

ら協議を始めて、今後も詰めていくって話になるんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村博行委員長 25、26ですね。27、28ページ。30ページまで。収益的収支の支出の部分。

宮本政志委員 大体でいいです。平成27、28年の動力費って電気代と重油で720万円とか3,500万円ってありますよね。大体この割合、電気がどれぐらいなんですか。

西崎下水道課課長補佐 ほぼ電気代と思ってください。ポンプ等を動かす動力の電気代と思ってください。

中村博行委員長 施設が古いのでその辺にお金が掛かるということやね。5ページ、6ページ損益計算書。なら資本的収支いきましょう。31、32ページ。33ページまで。それから戻って17、18ページ。それに関する工事関係。

森山喜久委員 9ページの流動資産の未収金の関係なんですけど、ここの説明をしていただけますか。

西崎下水道課課長補佐 冒頭次長からの説明もしたんですけども、11ページの注記を御覧ください。ローマ数字の3の貸借対照表に関する注記の1未収金の内訳ということで、9ページの未収金の1億8,051万6,708円の内訳をここに記載させていただいております。主に下水道使用料が1億1,000万円になっています。どうしてこれだけ上がるかと言いますと、水道局で一元徴収させていただいてまして下水道課の通帳に入るまで2か月掛かります。水道局が検針をしまして翌月水道局のほうで収納していただいて、それを取りまとめたものがその翌月入ってくるので、どうしても2か月遅れになります。そのため2か月分の下

水道使用料ということで未収金が多額に上っていると。あとは消費税の還付金が1,170万4,398円と一般会計繰入金は年度末に精算する関係でもらい過ぎのものは返したり不足するものはもらったりというふうに精査した関係で、一部4月以降に入ってくる繰入金都在这里挙がっております。あとは滞納等々の金額が1,712万1,465円という内訳になっております。

森山喜久委員 下水道使用料とかはほぼほぼ入ってくると。同じように消費税の還付繰入金も入ってくるけど、その他滞納分が最終的に未収金として残ってくるかなというふうな形で理解してよろしいでしょうか。

西崎下水道課課長補佐 そういうこともありますし、結果的に遅れて払っている方がいらっしゃいますので、結構な金額が挙がってはいるんですけども、収納率自体は99%の後半を水道のほうで収納していただいていますので、収納率が上がっておるということになります。

中村博行委員長 不納欠損の状況をちょっと話していただけますか。

西崎下水道課課長補佐 不納欠損の状況でございますが、まず下水道使用料でございますが、令和元年度が107万6,460円。農業集落排水使用料はゼロ円です。下水道受益者負担金が209万9,330円ということになっております。

中村博行委員長 この解消対策というものは何か新たな方策なんかを考えておられますか。

西崎下水道課課長補佐 下水道使用料につきましては先ほど申しましたとおり水道局のほうで収納していただいていますので、ほぼ99%以上の収納率になっております。ちなみに言いますと、5年前の平成27年の不納欠損が800万円以上あったんですけども、それがもう既に100万円

ぐらいになっておりますので、もうほぼ徐々に過年度分につきましても減ってきておるということになっております。下水道としましても水道局の収納が終わった引き継ぎを受けるんですけれども、その後も催告状を送ったり納付相談をさしていただいたりして、結果的に残ったのがどうしても不納欠損になってしまうというふうな状況になっております。

中村博行委員長 以前に比べかなり改善されたということで、一元化されてね。貸借対照表はよろしいでしょうか。先ほどちょっとありましたけど11、12ページ。22ページ企業債。これも説明がありました。大分減ってきたんよね。企業債残も。24ページ、キャッシュフロー。それから35、36ページ固定資産の明細表いいですね。それでは、37ページ以降も含めて決算書全般の中で下水道事業全般の中で。ないようですので質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので、採決に移ります。議案第88号令和元年度山陽小野田市下水道事業決算認定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第88号は認定すべきものと決しました。以上で今日の委員会審査を終了いたします。分科会に入る前に若干の休憩を取りたいと思います。45分から分科会に入りますので御参集よろしくお願ひします。それでは委員会をこれで終了いたします。お疲れ様でした。

午後4時38分 散会

令和2年9月3日

産業建設常任委員長 中村博行